

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する  
 基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
1	<p>項目 内容</p> <p>(1) 広報・啓発の充実                      犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発                      ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×4回)                      ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回)                      ・構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信                      ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施                      2 高知県ホームページでの広報                      3 ラジオ等を利用した広報                      4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等)                      5 県庁舎などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日)                      6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付                      7 安全安心まちづくり出前講座の実施                      8 安全安心まちづくりひろばの実施</p>	<p>1 広報紙発行にあたり、より効果的な発行時期、媒体、内容等について見極める必要がある。                      2 ポスターの募集は、広報紙、各種会合や講座などあらゆる機会を通じて応募を呼びかける。                      3 現役世代の参画を促進するための広報を工夫する必要がある。</p>	<p>●アウトプット(結果)                      インプット(投入)により、具体的に現れた形                      ●アウトカム(成果)                      アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発                      ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(4回、各113,500部)                      ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回)                      2 構成員に犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」を発信                      3 RKCラジオでの広報(4回)                      4 県有車に安全安心まちづくりを呼びかけるマグネットシートを貼付(毎月5日、第3木曜日等)                      5 県庁舎などへの「通学路安全の日」を呼びかけるタペストリーを掲示(毎月第3木曜日)                      6 安全安心まちづくりポスターの募集                      ・応募209作品、最優秀作品はポスターとして関係機関に配布(配布数1,190枚)                      7 上記ポスターを県庁舎等に掲示                      8 安全安心まちづくり出前講座の実施(3回)                      9 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介                      10 関係機関・団体の発行する機関紙に安全安心まちづくりについての記事を寄稿                      11 高知県ホームページでの広報</p>	<p>1 「安全安心まちづくりニュース」は、社会情勢に応じた事件の手口や事故の態様、また、地域で貢献する防犯ボランティア団体の紹介を行い、防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。                      会報「安全安心まちづくりだより」は、関係団体・事業者の取組みや、各種活動で利用できる事件事故の発生状況を積極的に記事にし、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。                      2 ポスターは209点の応募があり、広く児童生徒に安全安心まちづくり活動への関心を持たせることができた。また、ポスターの応募作品を広報啓発に活用できた。</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発                      ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×4回)                      ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回)                      ・構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信                      ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施                      2 高知県ホームページでの広報                      3 ラジオ等を利用した広報                      4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等)                      5 県庁舎などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日)                      6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付                      7 安全安心まちづくり出前講座の実施                      8 安全安心まちづくりひろばの実施</p>	<p>1 広報紙発行にあたり、より効果的な発行時期、媒体、内容等について見極める必要がある。                      2 ポスターの募集は、広報紙、各種会合や講座などあらゆる機会を通じて応募を呼びかける。                      3 現役世代の参画を促進するための広報を工夫する必要がある。</p>	県民生活・男女共同参画課	36
2	<p>項目 内容</p> <p>(1) 広報・啓発の充実                      犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p>	<p>高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集について県内の学校に広く周知するなど、防犯に関する広報・啓発を図る。                      1 県内の学校へ、ポスターの応募を案内する。                      2 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付する。                      3 教育委員会事務局内に、ポスターを掲示する。                      4 「安全安心まちづくりひろば」開催チラシを、県内小学校に配付し、参加を呼びかける。</p>	<p>関係機関と連携しながら、安全安心まちづくりポスターへの応募数を増やすアプローチの仕方を工夫する必要がある。                      ・学校安全対策課HPに、ポスター募集要領等のリンクを貼り、広く周知していく。                      ・防犯・生活安全教育を推進する拠点校には、特に積極的な応募を促していく。</p>	<p>高知県安全安心まちづくり推進会議が行う「高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集」について、防犯教育を推進するモデル地域を中心に応募を呼びかけた。(募集期間:5月7日～10月31日)                      入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付するとともに、教育委員会事務局内に、ポスターを掲示した。(3月)</p>	<p>安全安心まちづくりポスターコンクールへの応募案内や、入賞作品を掲載したポスターを配付・掲示することにより、子どもたちをはじめとする県民の防犯意識の情勢や、犯罪のない安全安心まちづくりの取組についての周知を図ることができた。</p>	<p>高知県安全安心まちづくり推進会議が行う取組の目的や内容について、県内の学校等に広く周知するなど、防犯に関する広報・啓発を図る。                      1 学校安全対策課HPに、安全安心まちづくりの取組等のリンクを貼り、広く周知する。                      2 安全安心まちづくりポスターコンクール入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付するとともに、教育委員会事務局内に掲示する。                      3 「安全安心まちづくりひろば」開催チラシを、県内小学校に配付し、参加を呼びかける。</p>	<p>関係機関と連携しながら、安全安心まちづくりの活動を広報する手段を増やしていく。</p>	学校安全対策課	36
3	<p>項目 内容</p> <p>(1) 広報・啓発の充実                      犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p>	<p>1 県警HPによるタイムリーな情報発信                      2 あんしんFメールによる犯罪情報、地域安全情報等の発信                      3 SNSを活用した、あらゆる世代に向けた情報発信                      4 テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報啓発活動                      5 街頭活動に併せた広報啓発活動</p>	<p>情報発信しても、県民に周知されているかが検証できないことが課題である。</p>	<p>県警HPにおいて、特殊詐欺の犯行手口、被害防止策、各種地域安全活動への参加を呼びかける情報を掲載した。                      ラジオ番組へ出演し、特殊詐欺被害防止、鍵かけの促進、年末年始犯罪被害防止等呼びかけた。                      特殊詐欺被害やアポ電が多発した際には、あんしんFメールや県警ツイッター等により情報発信し、県民に対して注意喚起した。</p>	<p>今年度から運用開始した県警ツイッターにより、あらゆる世代に向けたタイムリーな情報発信をすることができた。                      また、メディアを活用した広報啓発活動により、県民に対して、インパクトのある広報をすることができた。</p>	<p>1 県警HPによる情報発信                      2 あんしんFメールによる犯罪情報、地域安全情報等の発信                      3 SNSを活用した情報発信                      4 テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報啓発活動                      5 各種街頭活動に併せた広報活動</p>	<p>あんしんFメール登録者数やツイッター閲覧件数を増加させるため、あらゆる世代に関心を持ちやすく、理解しやすいよう内容の充実を図る必要がある。                      また新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた社会情勢に対応するため、広報啓発方法等についても検討する必要がある。</p>	生活安全企画課	36

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する  
 基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
4	項目 (2)犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 内容 ①広報紙等による情報の提供 県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して幅広い情報の提供を行います。	1 ミニ広報紙の発行 2 交番・駐在所速報の発行 3 ケーブルテレビ等へ広報資料提供 4 市町村広報紙への掲載	巡回連絡等による配布には限度があるため、町内掲示板や市町村発行の広報紙等新たな広報媒体への掲載依頼等の工夫が必要。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 ミニ広報紙・交番速報等の発行 2 ホームページの随時更新 3 水難、山岳事故関係の更新を実施 4 ラジオ広報 4 各署における市町村広報紙等への掲載依頼 各署において市町村広報紙等へ地域情報を掲載することで、住民に対する広報を実施した。 5 交番・駐在所速報を犯罪情勢に併せてタイムリーに発信し、情報提供を行った。	1 各交番、駐在所等において作成するミニ広報紙等により、地域に対するタイムリーな防犯情報を提供することができた。 2 ホームページの内容については随時更新することによって、新しい安全情報の発信が増えた。	1 ミニ広報紙の発行 2 交番・駐在所速報の発行 3 ケーブルテレビ等へ広報資料提供 4 市町村広報紙への掲載	巡回連絡等による配布には限度があるため、町内掲示板や市町村発行の広報紙等新たな広報媒体への掲載依頼等の工夫が必要。	地域課	36
5	項目 (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 内容 ②「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供(あんしんFメール)を行います。	・あんしんFメールによる不審者情報等の発信	1 登録件数を増やすため、各種会社や学校関係者等へのアプローチを実施する。 2 タイムリーで正確な情報発信を行うため、本部への速報を徹底させる。	令和元年度末の登録件数16,379件(前年同期比+1,927件)となり、令和元年中の発信件数は211件で、情報発信活動を進めている。	・あんしんFメールに関する積極的な広報を実施し、登録者の増加に繋げることができた。 ・積極的に情報発信することで、安全安心に関する県民の気運の醸成に寄与すると共に、学校等関係機関との連携も強化された。	・あんしんFメールによる不審者情報等の発信	1 登録件数を増やすため、各種会社や学校関係者等へのアプローチを実施する。 2 正確な情報発信するに当たり、いかにタイムラグを少なくできるか。 3 他の情報とのリンク等、発信情報の充実化。	安全対策課 少年女性	36
6	項目 (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 内容 ③ホームページを活用した犯罪情報等の提供 県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。	1 犯罪情報、不審者情報等の早期集約及び分析 2 県警HPを活用した犯罪情報等の提供	県民が必要とする犯罪情報、不審者情報等をよりタイムリーかつ正確に提供することが課題である。 また、あらゆる世代が関心を持ちやすく、理解しやすい内容にすることが課題である。	県内の犯罪認知件数、不審者情報等を早期に情報提供できるよう集約及び分析を行った。 特殊詐欺に関する情報、不審者情報等その他地域安全情報を随時県警HPに掲載した。	HP閲覧件数を増加させるため、県民が必要とする犯罪情報を、可能な範囲でわかりやすく発信する必要がある。	1 犯罪情報、不審者情報等の早期集約及び分析 2 県警HPを活用した犯罪情報等の提供	県民が必要とする犯罪情報、不審者情報等をよりタイムリーかつ正確に提供することが課題である。 また、あらゆる世代が関心を持ちやすく、理解しやすい内容にすることが課題である。	生活安全企画課	37
7	項目 (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 内容 ④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者提供します。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×4回) ・構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回) ・安全安心まちづくりパネル展の実施 ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくり出前講座の実施	広報内容は、犯罪被害状況に応じ、同じ内容を繰り返すことになるが、飽きがこない工夫をこらさなければならない。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(4回、各113,500部) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回) 2 構成員に犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」を発信 3 RKCラジオでの広報(4回) 4 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、「安全安心まちづくりパネル展」を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 6 安全安心まちづくり出前講座の実施(3回) 7 関係機関・団体の発行する機関紙に安全安心まちづくりについての記事を寄稿 8 高知県ホームページで取組を公開	1 広報紙は、社会的反響の大きい事件事故の概況や、地域安全活動の好事例の紹介を行い、安全安心まちづくり活動意欲の醸成や一層の防犯意識の浸透を図ることができた。 会報では、交通事故や犯罪発生統計の詳細を掲載するなど、より専門的な情報提供に努めると共に、各団体の取組みを積極的に掲載し、各団体における活発な活動の助成となった。 2 新たな手口が次々と出てくるなど、特殊詐欺被害は依然として発生しており、また、交通事故も含めて被害者の多くを高齢者が占めていることから、継続した広報が必要となる。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×4回) ・構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回) ・安全安心まちづくりパネル展の実施 ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくり出前講座の実施	広報内容は、社会情勢に応じながら、県民が不安に感じ必要と感じている犯罪の発生状況や交通事故発生状況を掲載する必要があり、内容を選別して記事にする必要がある。 継続的に発生している犯罪被害等については、同じ内容の記事を繰り返し気味となることから、読み手の飽きがこない工夫をこらさなければならない。 会報については、各団体の取組みの参考となるよう、より専門的な内容や活動の好事例を記事にする必要がある。	県民生活・男女共同参画課	37

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する  
 基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題				
8	項目 (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 内容 ④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者提供します。	1 県警HPの随時更新によるタイムリーな話題の提供 2 あんしんFメール、SNS等による地域安全活動の紹介 3 その他テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報活動の実施 4 県警本部1階に設置の安全安心コーナーの活用	防犯活動、地域安全活動等のマンネリ化が見られることが課題である。	県警ツイッターを活用し、防犯活動状況や効果的な防犯対策等を情報発信した。また、家電量販店と協働した特殊詐欺被害防止広報キャンペーンにおいて、特殊詐欺被害防止機能付き電話機等の普及にかかわる特設コーナーを設置し、県民に対して、アポ電対策の必要性を効果的に広報した。	広報キャンペーンについては、大学生ボランティアに対して積極的に参加を求め、防犯活動の活性化を図った。	1 県警HPの随時更新によるタイムリーな話題の提供 2 あんしんFメール、SNS等による地域安全活動の紹介 3 その他テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報活動の実施 4 県警本部1階に設置の安全安心コーナーの活用	特に、「若い世代の防犯ボランティア団体」の設置促進を図る必要があるため、より多くの県民が防犯活動・防犯対策等に興味を持ちやすいよう、情報発信する必要がある。	生活安全企画課	37		
9	項目 (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 内容 ⑤悪質商法等に関する情報の提供 公的機関を装って振り込みを求められるなどの架空請求、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。	1 広報紙「くらしネットkochi」への掲載 110,000部×年4回 2 県ホームページでの広報(トピックスや新着情報への注意情報の掲載) 3 ラジオ等を利用した広報(ラジオ「県からのお知らせ」、高知新聞「くらしの護身術」、Facebook等)	時期を逃さない情報提供、わかりやすい紙面にする等心がける。	1 広報誌「くらしネットkochi」への掲載 113,500部×年4回 2 地域見守り情報 23回 3 RKCラジオ「高知県からのお知らせ」30回 Facebook配信 54回 4 悪質商法撃退カレンダーの配布 5,000部 くらしの豆知識 2,440冊 県民に対し情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。また、以下のような県立消費生活センターの相談実績となった。 ・相談件数 2,360件(R元年度)(H30年度:2,579件)	県民の消費者被害の未然防止のための情報提供として有効な手段であるので、引き続き時期を逃さない情報提供を行う必要がある。	1 広報誌「くらしネットkochi」への掲載 113,500部×年4回 2 県ホームページでの広報(トピックスや新着情報への注意情報の掲載) 3 ラジオ等を利用した広報(ラジオ「県からのお知らせ」、Facebook等)	時期を逃さない情報提供、わかりやすい紙面にするよう心がける。	県民生活・男女共同参画課	37		

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する  
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

様式1

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	シロ 記 載 画 冊 子
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
10	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回) ・構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 7 安全安心まちづくり出前講座の実施 8 安全安心まちづくりひろばの実施 9 高知県ホームページでの掲載	1 安全安心まちづくりニュースや会報は、各団体の取組に参考となるテーマ、記事としていく必要がある。 2 全ての県民の防犯意識を高めるためには、関係機関と協働した取組が必要。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(4回、各113,500部) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回) 2 構成員に犯罪情勢に応じて「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」を配信 3 RKCラジオでの広報(4回) 4 県有車に安全安心まちづくりを呼びかけるマグネットシートを貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁舎などへの「通学路安全の日」を呼びかけるタペストリーを掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集 応募209作品、最優秀作品はポスターとして関係機関に配布(配布数 1,190枚) 7 上記ポスターを県庁舎に掲示 8 安全安心まちづくり出前講座の実施(3回) 9 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 10 関係機関・団体の発行する機関紙に安全安心まちづくりについての記事を寄稿 11 高知県ホームページでの掲載	1 「安全安心まちづくりニュース」は、社会情勢に応じた事件の手口や事故の態様、また、地域で貢献する防犯ボランティア団体の紹介を行い、防犯意識のより一層の浸透を図ることができ、自主的な防犯活動促進などが見込めました。 「会報「安全安心まちづくりだより」は、関係団体・事業者の取組みや、各種活動で利用できる事件事故の発生状況を積極的に記事にし、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 2 出前講座は、幅広い年齢層の方々に犯罪のない安全安心まちづくりに関する理解を深めて貰うと同時に、県民の声を聞く貴重な機会となった。 3 安全安心まちづくり活動内容などを県HPへ掲載することによって、広範囲かつ多数の方々に本活動の効果を広報することができた。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回) ・構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信(適宜) ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日) 5 県庁舎などへの「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 7 安全安心まちづくり出前講座の実施 8 安全安心まちづくりひろばの実施 9 高知県ホームページでの掲載	1 広報内容は、社会情勢に応じながら、県民が不安に感じ必要と感じている犯罪の発生状況や交通事故発生状況を掲載する必要があり、内容を選別して記事にする必要がある。 また、会報については、各団体の取組みの参考となるよう、より専門的な内容や活動の好事例を記事にする必要がある。 2 全ての県民の防犯意識を高めるためには、関係機関と協働した取組が必要となってくる。	県民生活・男女共同参画課	37
11	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集について県内の学校に広く周知するなど、防犯の取組に関する広報・啓発を図る。 1 県内の学校へ、ポスターの応募を案内する。 2 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付するとともに、教育委員会事務局内にもポスターを掲示する。 3 「安全安心まちづくりひろば」開催チラシを、県内小学校に配付し、参加を呼びかける。 4 スクールガード・リーダーの活動等、子どもの見守り活動についての広報を行う。	関係機関と連携しながら、安全安心まちづくりの活動を広報する手段を増やしていく。 ・安全安心まちづくりポスターへの応募数を増やす工夫 ・スクールガード・リーダー等の子どもの見守り活動の啓発	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う「高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集」に協力するなど、防犯に関する広報・啓発を行った。 1 防犯教育を推進するモデル地域の学校を中心に、安全安心まちづくりポスターの制作が行われ、子どもたちが地域の安全を考える機会となった。 2 制作されたポスターは地域に配付し防犯意識の高まりを目指すなど、自治体による取組に発展した事例が見られた。 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付するとともに、教育委員会事務局内にも、ポスターを掲示した。(3月) 3 スクールガード・リーダーの活動について、「学校安全教室推進講習会」において紹介(8月)	防犯教育を推進するモデル地域の学校を中心に、安全安心まちづくりポスターの制作が行われ、子どもたちが地域の安全を考える機会となった。 1 制作されたポスターは地域に配付し防犯意識の高まりを目指すなど、自治体による取組に発展した事例が見られた。 入賞作品を掲載したポスターの各学校への配付・掲示等により、県民や事業者等の取組への理解を深める機会とした。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集について県内の学校に広く周知するなど、防犯の取組に関する広報・啓発を図る。 1 県内の学校へポスターの応募を案内する。(学校安全対策課HPに、ポスター募集要領等のリンクを貼り、広く周知) 2 入賞作品を掲載したポスターを各学校に配付するとともに、教育委員会事務局内にもポスターを掲示する。 3 「安全安心まちづくりひろば」開催チラシを、県内小学校に配付し、参加を呼びかける。 4 子どもの見守り活動の充実に向けての広報を行う。	関係機関と連携しながら、安全安心まちづくりポスターへの応募数を増やすアプローチの仕方を工夫する必要がある。 子どもの見守り活動の充実に向けて、効果的な啓発を行う必要がある。	学校安全対策課	37
12	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	1 県警HP等によるタイムリーな広報 2 あんしんFメールによる犯罪情報、地域安全活動等の情報発信 3 SNS等を活用した情報発信 4 その他テレビ・ビデオ等あらゆるメディアを活用した情報発信 5 街頭活動に併せた広報啓発活動	あらゆる世代の者が関心を持ちやすいような情報発信をすることが課題である。	県内の犯罪認知件数、不審者情報等を早期に情報提供できるよう集約・分析し、県警HP、あんしんFメール、県警ツイッター等を活用して情報発信した。 特殊詐欺に関する情報、不審者情報、地域安全情報等について、テレビ、ラジオ等に出演し、広報した。 各種街頭活動において、防犯に関する広報を実施した。 市内の幹線道路に設置された大型LED掲示板に、地域安全情報を掲示した。	今年度から運用開始した県警ツイッターにより、あらゆる世代に対して効果的に情報発信することができた。	1 県警HP等によるタイムリーな広報 2 あんしんFメールによる犯罪情報、地域安全活動等の情報発信 3 SNS等を活用した情報発信 4 その他テレビ・ビデオ等あらゆるメディアを活用した情報発信 5 街頭活動に併せた広報啓発活動	あらゆる世代の者が関心を持ちやすい情報発信をすることが課題である。 また、社会情勢に応じた情報発信方法を検討することが課題である。	生活安全企画課	37

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する  
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	シロ計画 記載ページ 番号
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
13	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 全国地域安全運動期間の取組への協力 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗の掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」等での広報 4 ラジオ等を利用した広報 5 高知県ホームページでの広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催	この時期に各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中、県防犯協会・県警察本部と協力して「高知県民のつどい」を開催(10月8日) 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 余報「安全安心まちづくりだより」での広報(4回) 4 RKCラジオでの広報(4回) 5 高知県ホームページでの広報 6 イオンモール高知専門店街1階南コートで「安全安心まちづくりひろば」を開催(10月19日)	1 全国地域安全運動期間に合わせて「県民のつどい」を開催し、各関係機関の連携が図れると共に、安全安心まちづくりに対する意識啓発を行うことができた。 2 イオンモール高知で「安全安心まちづくりひろば」を開催することにより、同施設を買い物などで訪れた多くの県民に対し、安全安心まちづくり活動を幅広く広報することができたと同時に、児童が作成したポスターやパネルの展示により、訪れた方々の防犯意識の啓発にもつながった。	1 全国地域安全運動期間の取組への協力 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗の掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」等での広報 4 ラジオ等を利用した広報 5 高知県ホームページでの広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催	1 新型コロナウイルスの発生状況から、イベントの開催可否を決定する必要がある。判断の時期及び基準を慎重に検討する必要がある。また、イベントを開催する場合、ウイルス対策から3密を避けた内容とする必要がある。 2 この時期に各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	県民生活・男女共同参画課	38
14	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	全国地域安全運動開催中の取組への協力 1 高知県民のつどい開催への協力 2 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	全国地域安全運動開催中の取組へ協力を行った。 1 高知県民のつどい開催への協力(10月8日) 2 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画(10月19日:イオンモール高知) スクールガード・リーダーや見守りの活動をパネルで紹介	安全安心まちづくりに関する取組を紹介するキャンペーン等を通じて、事業者、地域活動団体、関係機関と連携した広報・啓発活動を行い、児童生徒等の防犯意識の高まりや取組への理解が得られる機会となった。	全国地域安全運動開催中の取組への協力 1 高知県民のつどい開催への協力 2 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画 スクールガード・リーダーや見守りの活動をパネル等により広報	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。参画	学校安全対策課	38
15	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 全国地域安全運動期間中の各種地域安全活動の強化 2 積極的な街頭における広報啓発活動の実施 3 防犯ボランティア等関係機関との連携による活動 4 「ながら防犯活動」への参加促進	取組をマンネリ化させないための方策を検討することが課題である。 また、参加人員増加のための方策を検討することが課題である。	全国地域安全運動期間中、各警察署において、各地区地域安全協会や防犯ボランティア等と協働して、各種広報啓発活動等を実施した。 「高知県民のつどい」に参加し、防犯ボランティア団体、事業者等との連携を図った。 10月19日に実施した「安全安心まちづくりひろば」においては、高知家応援アイドル「りりこち」がステージで特殊詐欺被害防止等呼びかけた。	「安全安心まちづくりひろば」の開催状況について、県警ツイッターに掲載したところ、閲覧件数の増加が見られ、県民の防犯意識の高揚が図られた。	1 全国地域安全運動期間中の各種地域安全活動の強化 2 積極的な街頭における広報啓発活動の実施 3 防犯ボランティア等関係機関との連携による活動 4 「ながら防犯活動」への参加促進	取組をマンネリ化させないための方策を検討することが課題である。 また、気軽に防犯活動に参加できるように、「ながら防犯活動」についての広報啓発を推進することが課題である。	生活安全企画課	38
16	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 高知県民のつどいの開催への協力 2 交通安全運動などの期間中に、交通安全とあわせて安全安心まちづくりに関する啓発を実施 3 「安全安心まちづくりひろば」の開催 4 地域安全協(議)会総会に参加 5 ラジオ等を利用した広報	各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中、高知県防犯協会・県警察本部と共催で「高知県民のつどい」を開催(10月8日) 2 各地区の地域安全協(議)会の総会に参加し、県の取組を説明したほか、関係団体に防犯イベントへの参加を呼びかけ 3 自転車盗難防止活動への協力 ・関係機関に対しワイヤーロックを配付 4 自転車マナーアップ啓発パレードで関係機関に自転車盗難防止活動についても協力を依頼 5 ボランティア団体の街頭啓発キャンペーンへの協力、啓発グッズの提供 6 全国地域安全運動についてラジオで広報し、各地区で行われるイベントへの参加を呼びかけ 7 関係機関と協力して、イオンモール高知専門店街1階南コートで「安全安心まちづくりひろば」を開催(10月19日)	1 各地区の地域安全キャンペーンへの参加呼びかけを通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化につながった。 2 今後も関係期間、団体との連携強化を図る必要がある。 各キャンペーンへの参加や啓発グッズ等の提供を通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化につながった。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 高知県民のつどいの開催への協力 2 交通安全運動などの期間中に、交通安全とあわせて安全安心まちづくりに関する啓発を実施 3 「安全安心まちづくりひろば」の開催 4 地域安全協(議)会総会に参加 5 ラジオ等を利用した広報	1 新型コロナウイルスの発生状況から、イベントの開催可否を決定する必要がある。判断の時期及び基準を慎重に検討する必要がある。また、イベントを開催する場合、ウイルス対策から3密を避けた内容とする必要がある。 2 各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	県民生活・男女共同参画課	38

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する  
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記録 計画 ページ 番号
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
17	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 (3) 地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	1 「安全安心まちづくりひろば」開催への協力 2 交通安全運動(春、秋、年末年始)への参画 3 自転車マナーアップキャンペーンへの参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。 特に、自転車マナーアップキャンペーンには、自転車に関する条例の施行に基づき、ヘルメット着用等について中高生等にPRする場と位置付け、参加する。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画(10月19日：イオンモール高知) 2 春・秋・年末年始の交通安全運動の街頭啓発、啓発パレード等への参加(街頭啓発、パレード参加) 3 自転車マナーアップキャンペーンの啓発パレードへの自転車での参加(4月25日) 4 くろしおくんやのぼり旗による自転車ヘルメット着用推進街頭啓発(毎月1回程度) 5 「安全安心まちづくりニュース」「さんSUN高知」等への記事掲載(自転車ヘルメット着用推進)	県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携しながら、防犯や交通安全運動について、県民に直接PRすることにより、広報・啓発活動の充実を図ることができた。	1 「安全安心まちづくりひろば」開催への協力 2 交通安全運動(春、秋、年末年始)への参画 3 自転車マナーアップキャンペーンへの参画 4 自転車ヘルメット着用推進街頭啓発	キャンペーン等を通して、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。 特に、自転車の安全で適正な利用に関する条例の施行に基づき、ヘルメット着用等について中高生等に一層PRし、着用を促していく必要がある。	学校安全対策課	38
18	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 (3) 地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	1 地域活動団体等、各関係機関が実施する会合やイベントへの参加 2 県警HP、あんしんFメール、SNS等の媒体を活用した参加促進	特に若い世代、現役世代等の防犯活動を活性化させることが課題である。	地域におけるイベントや会議、講習に警察職員が参加して防犯活動への理解と参加を呼びかけた。 イベント等において、寸劇等の創意工夫を凝らした広報啓発活動を行い、防犯意識の高揚を図った。	あらゆる機会を通じ、地域住民がわかりやすい広報活動を実施した結果、一定の防犯意識の高揚が図られたものであるが、若い世代、現役世代等の防犯活動の活性化には至っていないため、あらゆる広報媒体を活用し、参加促進を呼びかける必要がある。	1 地域活動団体等、各関係機関が実施する会合やイベントへの参加 2 県警HP、あんしんFメール、SNS等の媒体を活用した参加促進	特に若い世代、現役世代等の防犯活動を活性化させることが課題である。	生活安全企画課	38
19	項目 内容 (2) 情報共有の促進 ①地域における情報交換 防犯活動団体等との会のほか、各職域団体等とのネットワークの構築により、防犯活動に関する情報共有の機会を拡充し、防犯活動に関する情報共有を幅広く行います。	1 地域活動団体等、各関係機関が実施する会合やイベントへの参加 2 重層的ネットワークの構築 3 県警HP、あんしんFメール、SNS等を活用した情報提供	ネットワークが形骸化する傾向にあることから、継続しやすく、犯罪抑止のため効果的な連携方法を検討することが課題である。	各地区地域安全協会総会や金融機関防犯連合会総会や他機関が主催する会議等において、犯罪情勢等を説明し、防犯活動に関する情報共有を図った。 日本フランチャイズチェーン協会との共同宣言をし、各種地域安全活動等に関するネットワーク強化を図った。	主催会議の内容がマンネリ化傾向にある。	1 地域活動団体等、各関係機関が実施する会合やイベントへの参加 2 重層的ネットワークの構築 3 県警HP、あんしんFメール、SNS等を活用した情報提供	ネットワークが形骸化する傾向にあることから、継続しやすく、犯罪抑止のため効果的な連携方法を検討することが課題である。	生活安全企画課	38
20	項目 内容 (2) 情報共有の促進 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	1 高知県ホームページでの情報提供 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 安全安心まちづくり会報での情報提供 4 ラジオでの広報	日頃から関係団体と情報交換をしながら、各団体における活動状況を把握している必要がある。	1 高知県ホームページにおいて、防犯活動団体の活動内容等を公表(56団体) 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」で地域活動団体の活動を紹介。(4回、各113,500部発行) 3 会報「安全安心まちづくりだより」で、防犯活動団体や事業者などの活動実績を紹介 4 RKCラジオ放送で防犯活動団体の活動内容の紹介 5 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介	各種広報手段により、防犯活動団体の活動内容を紹介することにより、県民に対し防犯意識の浸透や各団体の有用性を広めることができた。また、他団体の活動内容を知ることにより、各活動団体における活動意欲の向上が図れ、各団体間の情報伝達の手段としても利用された。	1 高知県ホームページでの情報提供 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 安全安心まちづくり会報での情報提供 4 ラジオでの広報	1 時期を失さない有用な防犯活動を提示するには、日頃から関係団体や機関と情報交換をし、その活動状況を把握していく必要がある。 2 新型コロナウイルス対策の影響で、各種活動が自粛されていることから、感染予防に十分配慮した活動を提示していく必要がある。	県民生活・男女共同参画課	38

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する  
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載画 冊 ページ	
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題			
21	項目 内容 (2) 情報共有の促進 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	1 自主防犯団体等活動内容の把握 2 SNS等各種広報媒体を活用した広報 3 報道機関に対する積極的なプレスリリース	自主防犯活動の把握方法が課題である。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	各種会合等において防犯活動団体の活動内容や好事例等について紹介した。 また、自主防犯団体と連携した広報啓発活動実施時は、積極的にプレスリリースし、活動内容について県民に広く周知させた。	自主防犯活動の把握が十分でなく、活動を公表できる対象に偏りが生じる可能性がある。	1 自主防犯団体等活動内容の把握 2 SNS等各種広報媒体を活用した広報 3 報道機関に対する積極的なプレスリリース	自主防犯活動の把握方法が課題である。	生活安全企画課	38
22	項目 内容 (3)防犯活動団体に対する支援 ①防犯活動団体の活動への支援 防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要な物品の支援、犯罪発生情報等の提供等を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。	1 団体が実施する会合や活動への積極的参加及び他団体の活動好事例等紹介 2 自主防犯活動に必要な物品提供等の支援 3 「ながら防犯活動」の推進による自主防犯団体新規設立の促進	自主防犯団体の防犯活動において、真に必要なとする支援のについて要望を把握することが課題である。	青色回転灯、防犯活動用ベスト・帽子等、防犯活動に必要な装備資器材を提供した。 また、自主防犯活動団体以外の団体、事業者、地域住民等が防犯活動に参加しやすいよう、「ながら見守り活動」を推進した。	会員の高齢化が課題となっているため、自主防犯団体の新規設立に向けた施策を講じる必要がある。	1 団体が実施する会合や活動への積極的参加及び他団体の活動好事例等紹介 2 自主防犯活動に必要な物品提供等の支援 3 「ながら防犯活動」の推進による自主防犯団体新規設立の促進	自主防犯団体の防犯活動において、真に必要なとする支援のについて、要望を把握することが課題である。	生活安全企画課	39	
23	項目 内容 (4)防犯活動を担うリーダーの育成 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 ・スクールガード・リーダーによる学校内外の巡回指導等の継続実施 ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催(年2回) ・スクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実と強化	スクールガード・リーダーが高齢化してきており、新しい人材の育成が課題となってきている。また、リーダーには、防犯の専門家として、最新情報や知見を習得する機会が必要であり、研修や情報交換等を充実させる必要がある。 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていくとともに、スクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実と強化について、「登下校防犯プラン」に基づく取組と関連付けながら、継続して働きかけていく必要がある。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を軸として、次の活動を支援した。 ・スクールガード・リーダーによる学校内外の巡回指導(21市町村でスクールガード・リーダー39名を委嘱) ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催(5月14日、8月21日) 2 各市町村に、スクールガード(学校安全ボランティア)による組織だった取組を充実・推進するよう、通知や会議等による依頼。	子どもの安全確保に向けて、スクールガード・リーダーが効果的な巡回指導ができるよう、リーダーとしての心構えや活動のポイントの習得、情報交換等を行う連絡協議会を毎年開催している。また、併せて「学校安全教室推進講習会」等の研修の実施により、スクールガード・リーダーの活動についての周知や学校の安全を地域ぐるみで守る取組への理解につながる機会を設けている。 スクール・ガードリーダーがそれぞれの市町村で、防犯の観点を持ちながら熱心に巡回指導にあたっている。そのことが犯罪や事件発生への抑止力の一つにつながっているといえる。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 ・スクールガード・リーダーによる学校内外の巡回指導等の継続実施 ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催(年2回) ・スクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実と強化 ・研修会等による見守りの有用性を市町村及び学校に説明 ・スクールガード・リーダーの配置拡充に向けて市町村に働きかけ	スクールガード・リーダーが高齢化してきており、新しい人材の育成が課題となってきている。また、リーダーには防犯に関する最新情報や知見を習得する機会が必要であり、研修や情報交換等を充実させる必要がある。 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていくとともに、スクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実と強化について、「登下校防犯プラン」に基づく取組と関連付けながら、継続して働きかけていく必要がある。	学校安全対策課	39	
24	項目 内容 (4)防犯活動を担うリーダーの育成 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	1 防犯活動団体の設立の促進 2 若い世代に対する防犯活動への参加促進 3 各種会合等における防犯活動の重要性の説明 4 各種地域活動への積極的参加 5 「ながら防犯活動」の推進	若い世代、現役世代等の防犯活動を活性化させることが課題である。	大学生ボランティア団体に対して、防犯活動に関する研修会の開催、若い世代が被害に遭いやすい犯罪に関する情報提供、警察主催の防犯キャンペーン等参加の呼びかけ等を行い、活動の活性化を図った。また、中国・四国ブロック防犯ボランティアフォーラムに参加させた。	大学生防犯ボランティア団体の活動活性化を図ったものであり、ボランティアフォーラムに参加した会員からは、「他県の大学がどのような活動をしているのを知りたかったので、とても参考になった。」との感想があった。防犯ボランティア構成員の高齢化が進み、自主防犯団体も減少しているため、若い世代の防犯ボランティア活動を促進する必要がある。	1 防犯活動団体の設立の促進 2 若い世代に対する防犯活動への参加促進 3 各種会合等における防犯活動の重要性の説明 4 各種地域活動への積極的参加 5 「ながら防犯活動」の推進	若い世代、現役世代等の防犯活動を活性化させることが課題であり、今後も防犯ボランティア団体との連携強化を図る必要がある。	生活安全企画課	39	
25	項目 内容 (5)事業者による活動の促進 事業者に対し、地域における安全安心に貢献するための防犯活動への参加・促進を働きかけます。	事業者の特性を生かした防犯CSR活動の推進	取組事業者とその特性を生かした取組テーマを選定することが課題である。	保険会社との協定締結及びフランチャイズチェーン協会との共同宣言等し、事業者の特性を活かした地域安全活動の活性化を図った。	事業者による社会貢献活動が活発化しつつあり、防犯意識の高揚が見られることから、今後とも事業者による防犯活動の重要性や効果を説明し、防犯CSR活動を推進する必要がある。	事業者の特性を生かした防犯CSR活動の推進	取組事業者とその特性を生かした取組テーマを選定することが課題である。	生活安全企画課	39	

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する  
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
26	項目 内容 (6)高齢者による活動の促進 ①老人クラブへの加入促進 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。	県老人クラブ連合会への支援を通じて、クラブへの加入促進を図る。 ・若手高齢者を中心としたクラブ活動の ーダー育成 ・会員増クラブに対する活動支援 ・地域支え合い事業 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会の開催	さらなる老人クラブ加入促進のため、関係機関と連携した取組が必要	・ブロック別リーダー養成研修の実施(6ブロック 参加者数:263名) ・会員増クラブに対する活動支援(5市町村 11クラブ) ・健康づくりリーダー研修会(参加者数:288名) ・若手高齢者組織活動支援事業モデル事業(土佐市、香南市、室戸市、四万十町) ・地域支え合い事業(室戸市、いの町、高知市) ・元気ハツラツ&はちきん大会の開催(参加者数:344名) ・ろうれんピックの開催(参加者数:896名) ・若手高齢者等スポーツ交流大会の開催(参加者数:365名)	・住民主体の取組が着実に広がっている一方で、高齢化の進展や認知症高齢者の増加などにより会員減が見られる。さらなる拡大と取組の定着を図るためには、今後も引き続き会員増への取組や若手高齢者のリーダーの養成が必要である。	県老人クラブ連合会への支援を通じて、クラブへの加入促進を図る。 ・若手高齢者を中心としたクラブ活動のリーダー育成 ・会員増クラブに対する活動支援 ・地域支え合い事業 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会の開催	さらなる老人クラブ加入促進のため、関係機関と連携した取組が必要	高齢者福祉課	40
27	項目 内容 (6)高齢者による活動の促進 ②老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどに対して、防犯ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。	1 各種会合等における防犯ボランティアに関する学習・研修の実施 2 「ながら防犯活動」等、高齢者の特性を生かした防犯ボランティア活動の支援	高齢者、老人クラブ等に参加していない高齢者に対して、防犯ボランティア活動への参加を促進することが課題である。	令和元年中、県下において高齢者教室を475回開催し、約9700人の高齢者が参加した。	高齢者教室については、特殊詐欺被害防止に関する内容が多く、防犯ボランティア活動に関する内容が少なくない。 また、高齢者教室、老人クラブ等へ参加していない高齢者等に対して、防犯ボランティア活動に関する学習の機会を作る必要がある。	1 各種会合等における防犯ボランティアに関する学習・研修の実施 2 「ながら防犯活動」等、高齢者の特性を生かした防犯ボランティア活動の支援	高齢者、老人クラブ等に参加していない高齢者に対して、防犯ボランティア活動への参加を促進することが課題である。	生活安全企画課	40
28	項目 内容 (7)幅広い世代の防犯活動への参画の促進 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	1 若い世代の防犯ボランティア団体の結成を働きかけるほか、既存団体の活動を支援する。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」、高知県ホームページ等で活動を紹介し、さらなる活性化を図る。	若い世代の防犯活動の周知・活性化を図るため、関係機関との連携をを図る。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、や会報「安全安心まちづくりだより」において、中高生が参加する防犯ボランティア活動を積極的に掲載し、広報した。 2 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、「安全安心まちづくりパネル展」を開催し、幅広い年齢層に若い世代の防犯活動を紹介した。また、防犯啓発を内容とする低学年用の塗り絵を用意し、親子に対して防犯意識の醸成を図った。 3 令和元年安全安心まちづくり功労団体表彰において、高校生による防犯ボランティア団体「佐川高校地域まもる隊」「室戸高校地域安全協力隊」を表彰した。	1 若い世代のボランティア団体は、校区内に限定されるなど、限られた地域での活動となる傾向があり、対象となる地域の要望を考慮しながら、団体の設立及び活動の支援を図る必要がある。	1 若い世代の防犯ボランティア団体の結成を働きかけるほか、既存団体の活動を支援する。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」、高知県ホームページ等で活動を紹介し、さらなる活性化を図る。 3 功労団体表彰において、若い世代の防犯ボランティア団体の活動も積極的に表彰を推奨していく。	1 若い世代の防犯活動の周知・活性化を図るため、学校関係期間などの連携を推進していく。 2 広報活動で若い世代の防犯活動を積極的に取り上げ、活動に関する意識や意欲の向上を図っていく。	県民生活・男女共同参画課	40
29	項目 内容 (7)幅広い世代の防犯活動への参画の促進 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	1 新規取組団体の開拓 2 既存団体に対する活動要領の指導 3 団体ごとの特性に配慮した情報提供 4 「ながら防犯活動」の推進	若い世代、現役世代等の防犯活動を活性化させることが課題である。	大学生ボランティア団体に対して、防犯活動に関する研修会の開催、若い世代が被害に遭いやすい犯罪に関する情報提供、警察主催の防犯キャンペーン等参加の呼びかけ等を行い、活動の活性化を図った。 また、保険会社との協定締結及びフランチャイズチェーン協会との共同宣言等実施し、事業者や幅広い世代による防犯活動への参画を促進した。	幅広い世代が、団体の特性を生かした防犯活動ができるよう、提供する犯罪情報や防犯活動の好事例等について選別し、活動のさらなる活性化を図る必要がある。	1 新規取組団体の開拓 2 既存団体に対する活動要領の指導 3 団体ごとの特性に配慮した情報提供 4 「ながら防犯活動」の推進	若い世代、現役世代等の防犯活動を活性化させることが課題である。	生活安全企画課	40



令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める  
 基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
30	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマーク及び標語について、広報紙・ホームページへの掲載等各種の機会を利用した広報により、その普及に努めます。	1 各団体の防犯活動時にシンボルマーク等を用いた物品の提供を行い、地域安全を啓発していく。 2 高知県ホームページや広報紙などで、積極的にシンボルマーク等を用いる。	高知県における安全安心まちづくりを象徴するシンボルマークを県民に浸透させるため、あらゆる機会を通じて周知に努める。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」にシンボルマークを掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 主催イベントなどでシンボルマーク、標語入りのパネルを掲示及びポケットティッシュを配布するなど 4 シンボルマーク入りの「通学路安全の日」を広報するタペストリーを作成し、県庁舎玄関等で掲示 5 シンボルマーク及び標語入りのマグネットパネルを、県庁所有車両に貼付 6 安全安心まちづくりポスターにシンボルマークを掲載、配布	1 シンボルマーク＝安全安心まちづくりのイメージとなるよう今後も積極的に使用して普及に努める必要がある。	1 各団体の防犯活動時にシンボルマーク等を用いた物品の提供を行い、地域安全を啓発していく。 2 高知県ホームページや広報紙などで、積極的にシンボルマーク等を用いる。	高知県における安全安心まちづくりを象徴するシンボルマークを県民に浸透させるため、あらゆる機会を通じて周知に努める。	県民生活・男女共同参画課	41
31	項目 内容 (2) 全県的な推進体制の強化 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	1 総会の開催 2 新規構成員の拡充 3 定期広報紙・会報・速報の発行 4 事業者、地域活動団体が活動するための啓発物・チラシの提供 5 市町村担当者会の開催	1 会報配布先の拡大を図る。 2 市町村担当者会で発言しやすいテーマを選考する。	1 令和元年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会を開催(R2.2.14) 2 高知県安全安心まちづくり推進会議に新規構成員として「株式会社ほっかほっかフーズ」が加入 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(4回、各113,500部) 4 会報「安全安心まちづくりだより」を発行し、構成員の活動を紹介(4回) 5 構成員にポスター・啓発物・チラシ等を提供 6 市町村ブロック別担当者会の開催(8月・4ブロックで開催)	1 構成員の拡充により、推進体制の強化が図られた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組みを記事にすることにより、各団体に活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 地域活動団体への啓発物、チラシの提供は、活動の活発化につながると共に、推進会議の認知度を高めた。 4 市町村ブロック別担当者会では、発言しやすい題目を選考する必要性が認められた。	1 総会・ブロック別担当者会の開催 2 構成員の拡充 3 定期的に広報紙及び会報の発行・必要に応じて速報の発行 4 事業者、地域活動団体が活動するための啓発物・チラシの提供 5 市町村担当者会の開催	1 構成員の拡充を図るため、事業者に対し安全安心まちづくりの有用性を広報する必要がある。 1 会報配布先の拡大を図る必要性がある。 2 市町村ブロック別担当者会で発言しやすい題目を選考する。	男女共同参画課	41
32	項目 内容 (2) 全県的な推進体制の強化 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力 1 高知県教育委員会事務局内のとりまとめと情報共有 2 関係機関への連絡・調整、各種会議やイベントへの参加・協力 高知県スクールガード・リーダー連絡協議会の事務局業務、会報の送付	今後も、関係機関と連携した取組により、活動の活性化を図る。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として、各種の取組へ参画し、活動の一層の活性化を図った。 1 高知県教育委員会事務局におけるとりまとめと情報共有 2 高知県知事部局関係課及び高知県警察本部等との連携した取組の実施、推進計画が着実に進むよう、事務局としての幹事会や打合せに出席 高知県スクールガード・リーダー連絡協議会への連絡・調整を行い、会報の送付を通して安全安心まちづくりの取組の情報共有を図った。	活動を活性化するために高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組に協力することができた。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力 1 関係機関への連絡・調整、各種会議やイベントへの参加・協力 2 高知県教育委員会事務局内のとりまとめと情報共有 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会の事務局業務(活動内容説明冊子の配付、連絡協議会の開催、会報の送付)	今後も、関係機関と連携した取組により、活動の活性化を図る。	学校安全対策課	41
33	項目 内容 (2) 全県的な推進体制の強化 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	1 「高知県安全安心まちづくり推進会議」構成員の特性に応じた犯罪情勢等に関する情報提供。 2 新規構成員の開拓	構成員が防犯活動に生かすことができる情報をよりタイムリーに提供することが課題である。	「高知県安全安心まちづくり推進会議」総会及び幹事会において、県下の犯罪情勢等説明し、情報共有を図った。	構成員に対して情報提供することにより、特性に応じた取組等について意見聴取するなど、活動の活性化を図った。	1 「高知県安全安心まちづくり推進会議」構成員の特性に応じた犯罪情勢等に関する情報提供。 2 新規構成員の開拓	構成員が防犯活動に生かすことができる情報をよりタイムリーに提供することが課題である。 新規構成員の開拓が課題である。	生活安全企画課	41

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める  
 基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
34	<p>項目内容</p> <p>(3) 地域における推進体制づくりに対する支援                      地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介</p> <p>2 会報・速報の発行                      各市町村で活動する団体を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。</p> <p>3 市町村担当会の開催(8月、4ブロックで開催予定)                      市町村担当者、警察等との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域的情勢を把握する。</p>	<p>1 広報紙、会報で地域活動団体の紹介を継続する。</p> <p>2 市町村担当者会で発言しやすいテーマを選考する。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(4回、各113,500部)</p> <p>●アウトカム(成果)                      ●アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(4回、各113,500部)</p> <p>2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行(4回)</p> <p>3 市町村ブロック別担当会の開催(1)開催時期 8月(4ブロックで開催)(2)内容                      ・安全安心まちづくりに向けた取組と推進計画について                      ・安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について                      ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について                      ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について                      ・全国地域安全運動の実施について</p>	<p>1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。</p> <p>2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体の情報伝達の手段として利用された。</p> <p>3 会報や速報の配布先、機会を開拓する必要性が認められた。</p> <p>4 市町村ブロック別担当者会では、発言しやすい題目を選考する必要性が認められた。</p> <p>5 市町村担当者との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域的情勢を把握することができた。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介</p> <p>2 会報・速報の発行                      各市町村で活動する団体を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。</p> <p>3 市町村担当会の開催(8月又は9月、4ブロックで開催予定)</p> <p>4 市町村担当者、警察等との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域的情勢を把握する。</p>	<p>1 広報紙、会報で地域活動団体の活動内容などを積極的かつ継続的に紹介していく。</p> <p>2 市町村ブロック別担当者会で発言しやすい題目を選考する。</p>	男女県民共生生活画・課	41
35	<p>項目内容</p> <p>(3) 地域における推進体制づくりに対する支援                      地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>1 保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した、防犯・生活安全教育及び交通安全教育推進体制を構築する市町村(モデル地域)や拠点校の取組の実施と啓発</p> <p>2 高知県防犯・生活安全教育推進委員会の開催(年2回)</p> <p>3 高知県通学路安全推進委員会の開催(年2回)</p>	<p>全国的に、子どもを巻き込む痛ましい犯罪事件や交通事故が発生している。</p> <p>保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した、防犯・生活安全教育及び交通安全教育推進体制を構築する市町村(モデル地域)や拠点校の取組を支援し、その仕組みや実践を県内に啓発し、着実な普及を図ることが必要である。</p>	<p>1 県内で、防犯・生活安全教育を推進する市町村、交通安全教育を推進する市町村をモデル地域に指定し、保護者・地域・関係機関等と連携した先進的・実践的な取組と推進体制の構築に取り組んだ。</p> <p>各推進委員会や学校安全教室推進講習会において、モデル地域の市町村の実践発表の機会を設けた。</p> <p>2 高知県防犯・生活安全教育推進委員会の年2回開催(7月17日・2月6日)</p> <p>3 高知県通学路安全推進委員会の年2回開催(7月5日・2月6日)</p>	<p>各安全教育実施モデル地域では、保護者・地域・関係機関との連携による推進体制のもと、安全教育や安全管理の充実が図られた。この取組の成果を、県内の学校にしっかり広めていくことが重要である。</p>	<p>1 保護者・地域・関係機関・地域安全に係る組織等と連携した、防犯・生活安全教育及び交通安全教育推進体制を構築する市町村(モデル地域)及び拠点校の取組の実施と啓発</p> <p>2 高知県防犯・生活安全教育推進委員会及び高知県通学路安全推進委員会の開催(年2回)</p>	<p>全国的に、子どもを巻き込む痛ましい犯罪事件や交通事故が発生している。</p> <p>保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した、防犯・生活安全教育及び交通安全教育推進体制を構築する市町村(モデル地域)及び拠点校の取組を支援し、その仕組みや実践を県内に啓発し、着実な普及を図ることが必要である。</p>	学校安全対策課	41
36	<p>項目内容</p> <p>(3) 地域における推進体制づくりに対する支援                      地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>1 構成員の特性に応じた防犯活動に関する各種情報や効果的事例等の情報提供</p> <p>2 「ながら防犯活動」の推進</p> <p>3 防犯CSR活動の推進及び広報</p>	<p>地域住民、事業者、地域活動団体、行政関係者などが協働して防犯活動に参加できる機会を作ることが課題である。</p>	<p>県警HP、あんしんFメール、県警ツイッター等あらゆる媒体、機会を通じて各種犯罪情報や地域安全活動に関する情報提供をした。</p> <p>協定や共同宣言を締結した事業者に対して、犯罪情報等を提供し、安全安心まちづくり推進体制の活性化を図った。</p>	<p>市町村担当者と連携し、総合的かつ効果的な安全安心まちづくりを推進する必要がある。</p>	<p>1 構成員の特性に応じた防犯活動に関する各種情報や効果的事例等の情報提供</p> <p>2 「ながら防犯活動」の推進</p> <p>3 防犯CSR活動の推進及び広報</p>	<p>地域住民、事業者、地域活動団体、行政関係者などが協働して防犯活動に参加できる機会を作ることが課題である。</p>	生活安全企画課	41

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める  
 基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 画面 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
37	項目 内容 (4) 市町村に対する支援 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介 2 会報・速報の発行 各市町村で活動する団体を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。 3 市町村担当者の開催(8月、4ブロックで開催予定) 市町村担当者、警察等との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握する。	1 広報紙、会報で地域活動団体の活動を紹介する。 2 市町村担当会で発言しやすいテーマを選考する。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(4回、各113,500部) 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行(4回) 3 市町村ブロック別担当者の開催 (1)開催時期 8月(4ブロックで開催) (2)内容 ・安全安心まちづくりに向けた取組と推進計画について ・安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について ・全国地域安全運動の実施について	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 会報や速報の配布先、機会を開拓する必要性が認められた。 4 市町村ブロック別担当会では、発言しやすい題目を選考する必要性が認められた。 5 市町村担当者との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握することができた。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介 2 会報・速報の発行 各市町村で活動する団体を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。 3 市町村担当者の開催(8月又は9月、4ブロックで開催予定) 4 市町村担当者、警察等との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握する。	1 広報紙、会報で地域活動団体の活動内容などを積極的かつ継続的に紹介していく。 2 市町村ブロック別担当会では発言しやすい題目を選考する。	県民生活・男女共同参画課	42
38	項目 内容 (4) 市町村に対する支援 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。	1 地域の犯罪情勢の個別具体的な分析及び効果的な情報提供 2 市町村担当者との連携	市町村との連携方法が課題である。	県警HP、あんしんFメール、県警ツイッター等あらゆる媒体、機会を通じて各種犯罪情報や地域安全活動に関する情報提供をした。 また、高齢者が多く特殊詐欺被害にあっている状況から、高齢者支援課や各地域包括センター等と連携し、情報提供等した。	高齢者の特殊詐欺被害が増加したことから、自治体の高齢者支援担当者等と連携を取り、各種情報提供したものであるが、今後も市町村が必要とする情報及び提供方法を検討する必要がある。	1 地域の犯罪情勢の個別具体的な分析及び効果的な情報提供 2 市町村担当者との連携	一方的な情報提供とならないよう、市町村担当者との継続的な連携を図ることが課題である。	生活安全企画課	42

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める  
 基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
39	項目 内容 (5) 暴力団を許さない社会づくりに対する支援 暴力団排除に、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組めるよう、行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援し、暴力団を許さない社会づくりを推進します。	1 「みかじめ料等縁切り同盟」拡充に向けた広報啓発 ・対象事業者への暴排ローラーの実施、新聞折り込みの活用等積極的な広報啓発の実施 ・みかじめ料縁切り同盟会合での会員に対する新規加盟促進依頼 2 各暴排組織への活動支援 ・各地区・職域暴排組織の会合に積極的に参加し、活動の活性化を図る 3 大規模工事からの暴力団排除の枠組みづくりの推進 ・大規模公共工事における暴力団排除団体の組織化と情報の発信・共有の会の会合を開催 4 暴力団員の離脱・社会復帰支援 ・検査した暴力団員に対し、組織離脱を推進 ・離脱した暴力団員の就労受入企業の拡充	1 効果的な広報活動を行うためにも暴排ローラーの実施時期、回数、折り込みチラシの地域の頒布地域の選定について具体的に考える必要がある。また、従来の広報のみならず、新たに他の媒体等の活用も検討する必要がある。 2 職域暴排組織の活動は活発であるものの、各地区暴排組織の一部組織は組織の中核の高齢化が進んでおり、今後の組織活動の活性化のためにも、若年層の積極的な参加に向けた働きかけを行う必要がある。 3 偽装離脱や生活保護取得目的のために、離脱・就労希望の相談を行う者や、就労支援を行っても継続しない者がいる事からも、離脱・就労希望者が真剣にその考えを持っているのか見極める必要がある。また、就労希望者が真剣に就労に取り組む考えを醸成させるためにも、さまざまな業種、広範な就労地域に受入企業を拡充し、就労成功例を増やす必要がある。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	1 みかじめ料等縁切り同盟拡充については、高知署員を中心とした広報活動の強化により、新規加盟店の確保に至ったが、全業種の同盟加入状況では前年度末比で23件減であり、特に中村地区、宿毛地区の飲食店は合計で24件減と著しく減少している。減少の原因の大半は閉業に伴うものであり、減少を食い止めるには、新規開店店舗の早期把握及び積極的な加盟促進を行う必要が認められる。 2 各種会合への積極的に参加し、暴力団勢力の減少の遠因は暴排活動にあるとの題材で暴排講演を実施した結果、支援活動に一定の効果はありと認められた。 3 大規模公共工事からの暴排を目的とした協議会設立の趣旨を知った土佐署員が、新庁舎建設事業が開始される土佐市、日高村の職員に協議会設立に向けて協議中である。 4 暴力団組織からの離脱・社会復帰相談については、依然として就労目的ではなく、安易に生活保護受給を目的とする相談が多く、社会復帰アドバイザーと連携のうえ、相談の内容を吟味した上、今後も適切な対応を行う。	1 「みかじめ料等縁切り同盟」拡充に向けた広報啓発 ・前年度に引き続き、加盟促進のため、加盟集中促進期間を設け、同期間中に各地区暴力団排除運動推進協議会、暴力団放高知県民センターと連携し、加盟促進案内チラシの作成、新聞の折り込み広告の活用等により、同盟への新規加盟店の獲得を目指す。 2 各暴排組織への活動支援 ・暴排組織総会、連絡会へ積極的に参加して、時勢に応じた暴排講演を行う等、活動の活性化を目指す。 3 大規模公共工事からの暴力団排除の枠組みづくりを推進 ・既に設立済み大規模公共工事からの暴排協議会の活動の支援は当然のことながら、現在設立に向けて協議中の土佐市及び日高村新庁舎建設事業からの暴排協議会の早期設立に向けた積極的な支援活動を行う。 4 暴力団員の離脱・社会復帰支援 ・関係機関11機関で構成される高知県暴力団離脱・社会復帰対策協議会総会の支援を積極的に行い、担当者間の連携強化を図るとともに、担当者間での情報交換や相談が行い易い環境を整備する。	1 「みかじめ料等縁切り同盟」拡充に向けた取組については、高知署を中心とした広報活動の強化により、一定数の新規加盟店の確保はできたが、その反面、加盟店舗が閉業したことで、前年度末から加盟数が減少している。加盟減少に歯止めをかけるには、減少地区である中村地区、宿毛地区での新規開店店舗に対する加盟促進活動が必須であり、昨年度一定の成果を挙げた高知地区にならっての広報活動を行い、加盟促進活動の強化に取り組む必要がある。 2 各地区暴排組織の代表者等の高齢化が引き続き進行しており、若年層の参加に向けた働きかけを継続して行う必要がある。 3 大規模公共工事からの暴排については、新庁舎建設を予定している土佐市、日高村で暴排協議会設立に向け進行中であるが、各署暴排担当者との連携等が乏しい等の問題点もあり、今後他の自治体でも同様に大規模公共工事からの暴排協議会の設立を容易にするべく、各署暴排担当者に協議会設立の意義や具体的な設立に向けた手続き等、教養を実施する必要がある。 4 暴力団員の離脱・社会復帰支援については、県内の暴力団構成員数の減少に伴い、相談件数等が減少している。相談が減少した分、一つの相談に対し、よりきめ細やかな対応を行うとともに、元暴力団員が容易に社会復帰できるような環境整備を整える必要がある。	組織 犯罪 対策 課	42

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める  
 基本的方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
40	項目内容 (1) ネットワークづくり ①地域における支え合いのネットワークの構築 地域の支え合いのネットワーク強化のため、協定締結事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会との連携を深めるとともに、地域で活動する事業者や団体に対して、犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守り活動に参画していただくよう、働きかけます。	1 地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ・新たな事業者との締結に向けた情報収集及び協定締結 ・締結事業者、県民児連、県との三者会の開催 ・HPやSNS等を利用した見守り活動の広報	・協力いただける事業者の増加 ・締結事業者と民生委員・児童委員との顔が見える関係づくり	1 地域見守り活動のネットワーク強化 ・三井住友海上あいおい生命及び高知県医療品配置協議会と地域見守り協定の締結 2 地域見守り協定ロゴマークの活用 ・事業所に配布しているシール、缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR	・新たに2事業者と協定を締結し、地域の見守りネットワークの輪が広がった。 ・3月に三者会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。	1 地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ・新たな事業者との締結に向けた情報収集及び協定締結 ・締結事業者、県民児連、県との三者会の開催 ・HP等を利用した見守り活動の広報	・協力いただける事業者の増加 ・締結事業者と民生委員・児童委員との顔が見える関係づくり	地域福祉政策課	44
41	項目内容 (1) ネットワークづくり ②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・県民の関心を引く年間を通じた広報活動 ・加工品情報・農家レストラン 探索 ・自然体験型観光マップの作成・配布 ・中心商店街での特産品販売 ・PR活動 ・講演会・フォーラムの実施 2 活動の継続に向けた後押し ・研修会の開催 ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣 ・集落活動センター連絡協議会の支援 3 集落活動センター推進事業(補助事業) 4 集落の活力づくり支援事業(補助事業) 5 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 計画：2市町2件 (2)生活用水確保支援事業 計画：14市町村22件 (3)移動手段確保支援事業 計画：17市町村1社18件 ※自家用有償運送運転手資格取得講習会受講料一部補助 6 移動手段の確保対策 ・市町村職員を対象とした研修会や先進事例視察の実施 ・移動手段確保対策ハンドブックの改定	・市町村の対策の把握 ・関係部署、地域本部、市町村との一層の連携 ・集落活動センター相互の連携	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・ポータルサイト「えいとこうち」の運用 ・集落活動センター支援ハンドブックの改訂及び新規作成に向けた検討 ・冊子「土佐巡里」の作成・配布 ver.1改訂(11月)、ver.2作成(8月) ・中心商店街での特産品販売・PR活動：7回 ・フォーラム(7/16:193人、2/10:234人) 2 活動の継続に向けた後押し ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣：ビジネス塾延べ58回、アドバイザー派遣延べ29回 ・集落活動センター連絡協議会の支援エリア別情報交換会の開催：5回 3 集落活動センター推進事業(補助事業) ・18市町村37事業に対して交付決定 ・集落の活力づくり支援事業(補助事業) ・5市5事業に対して交付決定 5 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 実績：1町1件 市町村担当者研修会(8/23・18人) (2)生活用水確保支援事業 実績：14市町村24件 (3)移動手段確保支援事業 実績：16市町村1社22件 ※自家用有償運送運転手講習：17名 6 移動手段の確保対策 ・市町村担当者研修会(10/25・33名) 県外事例視察研修会(2/6・22名) ・移動手段確保対策ハンドブックの改訂	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・32市町村59地区で集落活動センターが開所し、各地域において、支え合いの活動や安全・安心の仕組みづくりに向けた取り組みがスタートした。 2 活動の継続に向けた後押し ・集落活動センター連絡協議会の活動により、センター間の情報交換や交流の場が生まれた。 3 集落活動センター推進事業(補助事業) ・集落活動センターの取り組みなどに必要な経費に対し補助した。 5 中山間地域生活支援総合事業 生活用品・生活用水・移動手段の確保への支援を行うことで、中山間地域で将来にわたり暮らし続ける環境整備が着実に進んでいる。 6 移動手段の確保対策 公共交通空白地等のある地域において、市町村の移動手段確保に対する認識を深めるとともに、地域の実情に応じた移動手段の検討が進んでいる。	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・県民の関心を引く年間を通じた広報活動 ・加工品情報、農家レストラン、自然体験観光案内冊子の作成・配布 ・中心商店街での特産品販売、PR活動 ・講演会・フォーラムの実施 2 活動の継続に向けた後押し ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣 ・集落活動センター連絡協議会の支援 3 集落活動センター推進事業(補助事業) 4 集落の活力づくり支援事業(補助事業) 5 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 計画：1市1件 (2)生活用水確保支援事業 計画：15市町村33件 (3)移動手段確保支援事業 計画：11市町村1社12件 ※自家用有償運送運転手資格取得講習会受講料一部補助 6 移動手段の確保対策 ・市町村職員を対象とした研修会や先進事例視察の実施 ・移動手段確保対策ハンドブックの改定 ※5(3)移動手段確保支援事業及び6移動手段の確保対策についてR2年度より交通運輸政策課に業務を移管	・市町村の対策の把握 ・関係部署、地域本部、市町村との一層の連携 ・集落活動センター相互の連携	中山間地域対策課	44

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式 1

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める  
 基本的方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
42	項目 内容 (1) ネットワークづくり (2) 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化が進む中山間地域等において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。	1 市町村における地域福祉活動の支援につながる研修の実施 2 地域福祉アクションプランの策定支援(H31年度 3市町村)	1 国から示された「地域福祉計画策定ガイドライン」に基づいた各市町村における地域福祉アクションプランの策定につながる高知県地域福祉支援計画の策定 2 あったかふれあいセンターを拠点とする地域福祉活動のさらなる推進	第3期地域福祉支援計画を策定するとともに、高知県社会福祉協議会と連携した支援により、県内全ての市町村において、地域福祉アクションプランが策定された。	市町村及び市町村社協の連携体制を強化するとともに、より身近な住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全安心の仕組みづくりにつながる取組を支援した。地域福祉アクションプランについては、3市町村の策定により、県内全ての市町村で策定されたこととなった。	1 市町村における地域福祉活動の支援等のための市町村ヒアリングを実施 2 地域福祉アクションプランの策定支援(R2年度 2市町)	1 地域福祉アクションプランを推進するための市町村等の推進体制の確保 2 あったかふれあいセンターを拠点とする地域福祉活動のさらなる推進	地域福祉政策課	44
43	項目 内容 (1) ネットワークづくり (3) 重層的なネットワークの構築 社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう働きかけるとともに、構築されたネットワークによる地域の支え合いの推進を働きかけます。	1 対策を講じる必要性が高い犯罪等に関するネットワークの整備 2 ネットワークを活用した安全・安心に役立つ情報の発信 3 犯罪情勢等に応じたネットワークの構築・整理	既存のネットワークが形骸化する傾向にあることが課題である。	保険会社との協定締結やフランチャイズチェーン協会との共同宣言等地域安全活動に関するネットワークの強化を図った。また、定期的に、協定等に伴う情報提供を行い、安全安心まちづくりに対する意識の醸成を図った。	協定等の締結により、安全安心まちづくりに関するネットワークの強化が図られた。	1 対策を講じる必要性が高い犯罪等に関するネットワークの整備 2 ネットワークを活用した安全・安心に役立つ情報の発信 3 犯罪情勢等に応じたネットワークの構築・整理	担当者の異動等により、ネットワークが形骸化する傾向にあり、継続的に情報提供等し、連携をつなげることが課題である。	生活安全企画課	44

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める  
 基本的方策3 サイバー空間における被害を抑制する取組を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
44	項目 内容 (1)広報・啓発の充実 あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報情報の盗用による不正アクセス被害、スマートフォン等における新たなサービス悪用した事案等身近な事例を通じたサイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及と啓発に係る広報を行うなど、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。	1 警察官による民間企業や学校等における講演の実施 2 情報セキュリティ会社による講演の実施 3 県警ホームページ、SNSでの広報 4 ラジオ等を利用した広報 5 IPA主催の標語コンクールを支援 6 企業等との共同による広報 7 よさこいネットワークセキュリティセミナーの開催	1 講演後、フィルタリングやウイルス対策ソフトを導入したかなど、関係者と連携して広報啓発の効果を確認する必要がある。  2 広報啓発は、情報セキュリティに関する知識がない県民まで広げるため、対象者、実施機会、内容を選定する必要がある。  3 身近なサイバー空間の脅威を注意喚起するため、SNS等を積極的に活用する必要がある。	1 本部及び県下6署で小学校から大学、企業等において講演を実施 2 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会及び研修会においてLINE等のIT企業による講演 3 県警ホームページ、Twitterでの広報 4 ラジオ等を利用した広報 ・RKCラジオでの広報(3回) ・高知ケーブルテレビでの警察庁監修「情報セキュリティ対策」DVD映像の放映(H31年4月開始、毎週放映) 5 IPA主催の標語等コンクールにおいて優秀作品の選定、表彰 6 イオンモール高知で開催したFM高知主催「暮らしの安心フェア2019」で情報教育クイズによる広報啓発を実施 7 ポリテクカレッジ高知の「ものづくりフェスタ」において、よさこいネットワークセキュリティセミナーを開催し、情報セキュリティクイズによる広報啓発	1 小学校では情報モラル教室、高校等にはサイバー犯罪被害防止対策等について講演し、対象者に合わせた広報啓発ができた。 2 IT企業による講演は、最新のサイバー空間の脅威を知る上で効果的であり、一般企業の防衛意識の向上が図られた。 3 高知ケーブルテレビで毎週情報セキュリティ対策に関する映像が放映されることにより、幅広い対象者に情報セキュリティ対策を広報できた。 4 前年のIPA標語コンクール優秀作品を、よさこいネットワークセキュリティセミナーにおいて活用し広報啓発ができた。	1 警察官による民間企業や学校等における講演の実施 2 情報セキュリティ会社による講演の実施 3 県警ホームページ、SNSでの広報 4 ラジオ等を利用した広報 5 IPA主催の標語コンクールを支援 6 企業等との共同による広報 7 よさこいネットワークセキュリティセミナーの開催	1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントの規模縮小や開催中止を検討する必要がある。  2 講演後、フィルタリングやウイルス対策ソフトを導入したかなど、関係者と連携して広報啓発の効果を確認する必要がある。  3 広報啓発は、情報セキュリティに関する知識がない県民まで広げるため、対象者、実施機会、内容を選定する必要がある。  4 身近なサイバー空間の脅威を注意喚起するため、SNS等を積極的に活用する必要がある。	警務課・生活環境課	45
45	項目 内容 (1)広報・啓発の充実 あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報情報の盗用による不正アクセス被害やスマートフォン等における新たなサービス悪用した事案などのサイバー空間における脅威についての注意喚起等を行う等、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×4回) ・ 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(4回) ・ 安全安心まちづくりパネル展の実施 ・ 上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・ 構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・ 「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報	県内のサイバー犯罪の被害状況や傾向等を把握し、関係機関と連携を取りながら、適切な広報啓発の方法を検討する必要がある。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」にサイバー犯罪に関する記事を掲載し、注意喚起を行った。  2 各種イベントや講演などにおいて、作成したサイバー犯罪に関するリーフレットを配布して、注意喚起を行った。  3 各種イベントや講演においてサイバー犯罪の危険性について説明を行った。	広報紙への掲載や各種イベントでの説明によって、サイバー犯罪の手口や危険性を周知することができ、参加者等のサイバー犯罪に対する注意喚起及びセキュリティ意識向上が図られた。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×4回) ・ 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(4回) ・ 広報紙や会報を高知県ホームページへ掲載 ・ 安全安心まちづくりのイベントにおいて「安全安心まちづくりパネル展」の実施 ・ 構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオ放送を利用した広報	県内のサイバー犯罪の被害状況や傾向等を把握し、関係機関と連携を取りながら、適切な広報啓発の方法を検討する必要がある。	県民生活・男女共同参画課	45
46	項目 内容 (2)情報共有の促進 サイバー空間の脅威に対処するためには、各分野・組織の知見を活用した取組が必要であることから、産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの連携を推進します。	1 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会の開催 2 サイバー犯罪に関する白浜シンポジウムの受講 3 全国警察によるサイバー犯罪の情報共有	1 産学官の情報共有が最新のものとなるよう、連絡協議会の開催時期、研修内容を見直す必要がある。	1 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会の開催(7月、2月) 2 サイバー犯罪に関する白浜シンポジウムを受講(2名) 3 全国警察によるサイバー犯罪発生状況、検挙状況を情報共有	1 連絡協議会を開催し、産学官それぞれが保有する最新の情報セキュリティについて情報交換することができた。  2 全国警察が協力したことで、サイバー犯罪検挙状況や捜査手法を情報共有することができた。	1 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会の開催 2 サイバー犯罪に関する白浜シンポジウムの受講 3 全国警察によるサイバー犯罪の情報共有	1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントの規模縮小や開催中止を検討する必要がある。  2 産学官の情報共有が最新のものとなるよう、連絡協議会の開催時期、研修内容を見直す必要がある。	警務課・生活環境課	45

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める  
 基本的方策3 サイバー空間における被害を抑制する取組を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
47	項目 (3) サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成 内容 産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図るとともに、県内学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進します。	1 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱と研修会の実施 2 サイバー防犯ボランティアの委嘱とサイバーパトロールの実施 3 県警サイバー犯罪捜査専科の実施 4 全国規模のサイバー犯罪捜査専科の受講 5 高知工業高等専門学校による講義の実施 6 警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 7 情報セキュリティ会社研修の受講 8 サイバー捜査官の採用	1 サイバー空間の脅威への対処訓練や研修会が有意義なものとなるよう、実施時期、内容等を見直す必要がある。 2 大学や工業高校等と連携し、情報セキュリティの知識のある人材を警察官採用できるよう積極的に勧誘・募集する必要がある。 3 複雑化するサイバー犯罪に的確に対処するため、サイバー捜査官の採用を行う必要がある。	1 高知工科大学副学長をサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーに委嘱、警察官に対する研修会を実施(年8回) 2 高知工科大学学生団体Cykutをサイバー防犯ボランティアに委嘱、研修会を開催 3 県警サイバー犯罪捜査専科を実施(警察官14名) 4 全国規模のサイバー犯罪捜査専科を受講(6回) 5 県警サイバー犯罪捜査専科における高知工業高等専門学校による講義の実施 6 警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定を実施(年4回) 7 情報セキュリティ会社研修を受講(1社) 8 サイバー捜査官の採用活動を実施したが、採用には至らなかった	1 テクニカルアドバイザーによる高度なサイバー知識・技術を習得することができた。 2 警察官が各種専科等を受講したことにより専門的知識を習得することができた。	1 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱と研修会の実施 2 サイバー防犯ボランティアの委嘱とサイバーパトロールの実施 3 県警サイバー犯罪捜査専科の実施 4 全国規模のサイバー犯罪捜査専科の受講 5 高知工業高等専門学校による講義の実施 6 警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 7 情報セキュリティ会社研修の受講 8 サイバー捜査官の採用	1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントの規模縮小や開催中止を検討する必要がある。 2 サイバー空間の脅威への対処訓練や研修会が有意義なものとなるよう、実施時期、内容等を見直す必要がある。 3 大学や工業高校等と連携し、情報セキュリティの知識のある人材を警察官採用できるよう積極的に勧誘・募集する必要がある。 4 複雑化するサイバー犯罪に的確に対処するため、サイバー捜査官の採用を行う必要がある。	警務課・生活環境課	45



令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式 1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
48	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>・学校運営において「児童生徒の安全確保」が最重要であることを全ての学校の教職員が認識を深めていくよう要請を行っていく。</p>	特になし。	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p>	<p>・教職員にも「児童生徒の安全確保」の重要性について認識が深められている。</p>	<p>・学校運営において「児童生徒の安全確保」が最重要であることを全ての学校の教職員が認識を深めていくよう要請を行っていく。</p>	特になし。	私学・大学支援課	46
49	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>障害福祉サービス事業所等(居宅系を除く)に対して、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び実地訓練等の取組状況について、指定更新や実地指導等の際に確認する。</p> <p>不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導する。</p>	特になし。	<p>事業所等の実地指導の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。</p> <p>●実地指導実績(訪問系・相談を除く)                      障害者支援施設 12                      療養介護事業所 1                      短期入所事業所 16                      共同生活援助事業所 6                      日中支援(通所系)事業所 23                      障害児入所施設 3                      障害児通所事業所 10</p>	<p>すべての施設・事業所で防災対策マニュアルは作成済み。 各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知を図っている。</p> <p>不審者対策を盛り込んだマニュアルが作成できているところは少ない。</p>	<p>障害福祉サービス事業所等(居宅系を除く)に対して、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症対策マニュアルなどの策定及び実地訓練等の取組状況について、指定更新や実地指導等の際に確認する。</p> <p>不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応を考慮したマニュアル作成や事前の備えが必要となっている。</p>	障害福祉課	46
50	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る。</p>	<p>1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出時の児童の安全確保</p>	<p>指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図った。(12施設)</p>	<p>児童の安全確保に向けた取組が十分な施設もあり、引き続き「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」に基づく安全対策の強化が必要。</p>	<p>1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る。</p> <p>2 外出時の児童の安全確保</p>	<p>1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出時の児童の安全確保</p>	児童家庭課	46

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ	
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題			
51	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策研修会の実施(県内3箇所)</li> <li>・小単位の防災出前講座の実施</li> <li>・危険箇所等の点検等について通知発送(4月)</li> <li>・避難訓練等の実施について通知発送(6月)</li> <li>・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回)</li> <li>・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)</li> <li>・取組状況調査(8～9月)</li> <li>・全市町村訪問(9～10月)</li> </ul>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。</li> </ul>	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。</li> </ul>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策研修会の実施(県内3箇所)</li> <li>・小単位の防災出前講座の実施</li> <li>・危険箇所等の点検等について通知発送(4月)</li> <li>・避難訓練等の実施について通知発送(6月)</li> <li>・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回)</li> <li>・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)</li> <li>・取組状況調査(8～9月)</li> <li>・全市町村訪問(9～10月)</li> </ul>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。</li> </ul>	<p>対応マニュアル作成率(100%)                      避難訓練実施率(99.7%)                      安全点検の実施率(100%)                      安全対策の実施率(99.7%)</p>	生涯学習課	46
52	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1 「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の推進</p> <p>2 各学校の「学校安全計画」策定・見直しによる、計画的かつ効果的な安全教育及び安全管理の徹底(アンケートで「学校安全計画」の内容や活用状況について把握)</p> <p>3 県立の学校施設における体育館等の非構造部材の改修</p>	<p>全国的に、子どもを巻き込む痛ましい犯罪事件や交通事故が発生している。</p> <p>各学校における、「高知県安全教育プログラム(震災編)」による防災の授業実施率は100%になった。「交通安全」「防犯・生活安全」その他の領域についても確実に取組がなわれることを目指し、「学校安全計画」に実施内容を盛り込むよう働きかけていく。</p>	<p>1 「高知県安全教育プログラム」に基づいた、安全教育及び安全管理の推進について、研修会等で意図や方法を説明し、取組を働きかけた。</p> <p>2 各学校において、「学校安全計画」を毎年、教職員で共有・見直しを図り、安全教育及び安全管理が計画的・確実に取組まれるよう、通知や研修等により周知した。</p> <p>3 県立の学校施設における体育館等の非構造部材の改修を実施。体育館等の非構造部材の改修は、2020年度完了を目標に改修を進めている。</p>	<p>1 各学校における学校安全への取組は、防災教育に一定の定着は見られるものの、生活安全及び交通安全に関する取組はまだ十分ではない。</p> <p>2 各学校の「学校安全計画」について、全教職員が理解し、確実な取組ができるよう周知してきたが、実効性のある計画として十分活用できていない状況も見受けられる。</p> <p>3 県立の学校施設における体育館等の非構造部材の改修について、前年度繰越工事6校に加え、11校の工事を発注し、全40校の対策工事が完了予定。</p>	<p>1 「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育及び安全管理の徹底</p> <p>2 各学校の「学校安全計画」策定・見直しによる、計画的かつ体系的な学校安全の取組の推進(アンケートで取組状況を把握、公表及び啓発)</p> <p>3 県立の学校施設における体育館等の非構造部材の改修について、前年度繰越工事6校に加え、11校の工事を発注し、全40校の対策工事が完了予定。</p>	<p>全国的に、子どもを巻き込む痛ましい犯罪事件や交通事故が発生している。</p> <p>各学校において、「学校安全計画」に基づき、家庭・地域・関係機関等と連携した学校安全の取組が行われるよう、粘り強く働きかけていく必要がある。</p>	学校安全対策課	46	
53	<p>項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1 学校関係者との連携強化</p> <p>2 児童等の安全確保のため必要な助言の実施</p>	<p>学校関係の会合等に関して、事前の日程把握、調整が課題である。</p>	<p>学校連絡協議会、その他学校関係者が出席する会合等において、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の重要性等について周知を図った。</p>	<p>学校関係者との定期的な連絡方法等について検討する必要がある。</p>	<p>1 学校関係者との連携強化</p> <p>2 児童等の安全確保のため必要な助言の実施</p>	<p>学校関係の会合等に関して、事前の日程把握、調整が課題である。</p>	生活安全企画課	46	

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
54	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内容 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 各学校の設置・管理者により策定されている危機管理マニュアルについて、記載内容の定期的な点検、必要に応じた見直しを実施し、実効性のある内容を維持していく。	・マニュアルの記載内容の定期的な点検や見直しの必要性について注意喚起していく。 ・緊急時に教職員がマニュアルに沿った対応ができるよう、教職員への周知徹底等についても要請を行っている。	特になし。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・学校訪問を活用し、必要に応じた安全管理マニュアルの見直しを要請している。 ・R2危機管理マニュアルの見直しの実施校 9校(50.0%)	・必要に応じてマニュアルの見直しが行われている。	・マニュアルの記載内容の定期的な点検や見直しの必要性について注意喚起していく。 ・緊急時に教職員がマニュアルに沿った対応ができるよう、教職員への周知徹底等についても要請を行っている。	特になし。	私学・大学支援課	46
55	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内容 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、郊外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。	障害福祉サービス事業所等(居宅系を除く)に対して、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び実地訓練等の取組状況について、指定更新や実地指導等の際に確認する。 ・不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導する。	特になし。	事業所等の実地指導の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。 ●実地指導実績(訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 12 療養介護事業所 1 短期入所事業所 16 共同生活援助事業所 6 日中支援(通所系)事業所 23 障害児入所施設 3 障害児通所事業所 10	すべての施設・事業所で防災対策マニュアルは作成済み。 各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知を図っている。 ・不審者対策を盛り込んだマニュアルが作成できているところは少ない。	障害福祉サービス事業所等(居宅系を除く)に対して、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び実地訓練等の取組状況について、指定更新や実地指導等の際に確認する。 ・不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導する。	特になし。	障害福祉課	46
56	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内容 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、安全管理のためのマニュアルの策定状況について確認し、指導する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、危機管理マニュアル等の策定状況について確認し指導した。(12施設)	危機管理マニュアルは1施設作成できていなかった。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、安全管理部分の記載内容をより具体的に記載するよう指導する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	46
57	項目 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内容 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	危機管理マニュアルが整備されていない保育所・幼稚園がある市町村には、市町村ヒアリングや指導監査等の際に、作成を要請する。	マニュアル未作成の園に対しては、作成を強く要請するとともに、マニュアル作成済の園に対しても、内容の充実を図る必要がある。	・市町村訪問や施設監査等の際に、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングを行い、取組の推進を要請。 ・危機管理マニュアルが策定されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じてマニュアル策定を要請。	危機管理マニュアルについては、全ての園で策定されている。今後は、マニュアルの見直しが行われているか等確認していく必要がある。	市町村ヒアリングや指導監査等の際に、各園の危機管理マニュアルを確認し、内容の充実を図っていく。	園数が多いため、毎年全ての園に対して指導監査等を行い、マニュアルの内容を確認することが困難であること。	幼保支援課	46

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	シ記載画ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
58	項目 内容 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子ども総合プラン推進事業の関係施設の運営規程などに防災及び防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8～9月) ・全市町村訪問(9～10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所)6/6、6/13、6/18 ・小単位の防災出前講座の実施(12箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日10/14、10/27、11/24、12/1 77名修了(※認定資格取得者延べ484名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修全2日(9/7、9/8) ・取組状況調査(8～9月) ・全市町村訪問(9～10月)  対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(99.7%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(99.7%)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8～9月) ・全市町村訪問(9～10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	生涯学習課	46
59	項目 内容 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子ども総合プラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 「学校の危機管理マニュアル作成の手引(平成30年2月、文部科学省)」をふまえた、各学校における危機管理マニュアルの見直しの促進(各種研修会等を通して指導、市町村教育委員会による指導体制を促進) 2 防災教育研修会における、学校防災マニュアルの充実に向けての演習の実施 3 学校危機管理マニュアルの内容の見直し、教職員による共有の状況等、アンケート調査を把握	不審者対応や交通事故、突発的な事故対応等についてマニュアルに盛り込んでいる学校の割合が100%ではない。マニュアルを保護者や地域、関係機関に周知しておく必要がある。  訓練による課題を反映させるなど、より実効性のある「危機管理マニュアル」となるよう、全ての学校で毎年見直し・共有が行われるよう点検・指導が必要である。市町村教育委員会の指導体制を構築することが求められる。	1 各学校における「危機管理マニュアル」の内容項目と見直し状況については、年度末のアンケート調査で把握し、不十分な箇所は適宜指導を行った。また、「防災教育研修会」では、学校防災マニュアルの見直しについて演習を行い、各学校での取組につなげることができた。 2 学校安全教室推進講習会を開催し、事件・事故の未然防止や事故等発生時の対応について、講演や演習等から参加者の意識とスキルの向上を図った。 3 市町村教育委員会に対して、管内の学校の危機管理マニュアルについて指導を行うよう、文書や会議等で依頼した。(指導を行っている市町村教育委員会の割合77%)	不審者対応や交通事故対応、怪我や体調不良等の突発的な事故対応等のあらゆるケースに備え、各学校のマニュアルを充実するよう、今後も働きかけていく。 市町村教育委員会による、各学校の危機管理マニュアル(学校防災マニュアルを含む)の指導した割合が前年から向上した。その必要性を説明しながら、引き続き啓発していく。	各学校における危機管理マニュアルの見直しの推進 1 各種研修会や通知等を通して周知 2 市町村教育委員会による指導体制の促進 3 危機管理マニュアルの教職員による共有や見直しの実施状況を、アンケート調査で把握、公表及び啓発	訓練による課題を反映させるなど、より実効性のある危機管理マニュアルとなるよう、全ての学校で毎年見直し・共有が行われことが求められる。そのために、市町村教育委員会の指導体制を構築することが求められる。また、マニュアルを保護者や地域、関係機関に周知しておくことも、児童生徒等の安全確保体制の強化において必要である。	学校安全対策課	46
60	項目 内容 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	・不審者の侵入が起ころうることを認識し、必要な防犯訓練を実施するよう要請を行っていく。	特になし。	・警備員の配置、防犯カメラの設置の実施 ・警察等と連携した防犯教室の実施 4校(21.1%) ・教育委員会が実施する研修会への参加 2校(11.0%)	・学校により工夫された対策が取られている。 ・県が実施する研修への参加や、研修参加者による校内研修の実施など、教職員の防犯に対する意識を高めている。	・不審者の侵入が起ころうることを認識し、必要な防犯訓練を実施するよう要請を行っていく。	特になし。	私学・課 大学	46
61	項目 内容 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	実地指導などにおいて、障害福祉サービス事業所等の防犯に配慮した取組(マニュアルや訓練の実施等)を確認するとともに、日ごろから警察等と連携した防犯訓練に取り組むよう助言する。	特になし。	事業所等の実地指導の際に、防犯体制や訓練の実施について確認。	入所施設では防犯対策としてカメラを設置しているところはあるが、定期的に訓練を実施しているところは少ない。	実地指導などにおいて、障害福祉サービス事業所等の防犯に配慮した取組(マニュアルや訓練の実施等)を確認するとともに、日ごろから警察等と連携した防犯訓練に取り組むよう助言する。	特になし。	障害福祉課	46

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
62	項目 内容 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、不審者侵入防止訓練の実施について指導をする。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、防犯のための避難訓練等の実施状況について確認し指導した。(12施設)	防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導しているものの、実施できていない施設(4施設)があった。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、不審者侵入防止訓練の実施について指導をする。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	46
63	項目 内容 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8~9月) ・全市町村訪問(9~10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) 6/6、6/13、6/18 ・小単位の防災出前講座の実施(12箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日 10/14、10/27、11/24、12/1 77名修了(※認定資格取得者延べ484名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日(9/7、9/8) ・取組状況調査(8~9月) ・全市町村訪問(9~10月)  対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(99.7%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(99.7%)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8~9月) ・全市町村訪問(9~10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	生涯学習課	46
64	項目 内容 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 各学校における、不審者侵入を想定した対処や、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発 2 初任者研修及び教員免許更新講習において、不審者侵入を想定した防犯訓練の有用性を説明 3 スクールガード・リーダーによる学校等への指導助言(巡回活動における情報提供等)	教職員などを対象とした、不審者侵入を想定した防犯訓練の実施率を向上させるために、その必要性や成果等について、具体的な啓発を行っていく必要がある。	1 スクールガード・リーダー連絡協議会、学校安全教室推進講習会及び防犯・生活安全教育推進委員会において、各学校における不審者対応訓練や、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した訓練実施の事例報告、啓発 2 初任者研修及び教員免許更新講習等において、不審者侵入を想定した防犯訓練の有用性を説明 3 スクールガード・リーダーによる学校等への指導助言(巡回活動における情報提供等) 4 緊急事案情報の共有体制の構築(警察・県教委・市町村教委・学校)	不審者対応スキルと組織体制の必要性については一定理解されていると思われるが、「不審者対応訓練」の実施率が思うように向上していない。取組の好事例や成果を紹介しながら、一層の啓発と指導を行う必要がある。	1 各学校における不審者対応訓練、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発(各種研修会等において有用性を説明) 2 スクールガード・リーダーによる学校等への指導助言 3 緊急事案情報の共有体制の更新(警察・県教委・市町村教委・学校)	教職員などを対象とした、不審者侵入を想定した防犯訓練の実施率を向上させるために、その必要性や成果等について、具体的な啓発を行っていく必要がある。	学校安全対策課	46
65	項目 内容 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 実際に発生するおそれのある事案を想定した不審者対応訓練の実施 2 学校関係者との会合への積極的参加	全ての学校等における訓練の実施が課題である。	各警察署で、学校、幼稚園、保育所における不審者対応訓練を実施した結果の反省点等を基に安全管理マニュアル等の見直しについて指導・助言した。  ○令和元年中 不審者対応訓練193回実施	不審者対応訓練については、参加職員が事前に役割分担する等マンネリ化等が見られることから、実際に発生した事案を想定した効果的な訓練を実施する必要がある。	1 実際に発生するおそれのある事案を想定した不審者対応訓練の実施 2 学校関係者との会合への積極的参加	全ての学校等における訓練の実施が課題である。	生活安全企画課	46

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式 1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
66	項目 内容 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校と保護者において通学の安全が守られるよう注意喚起を行う。	・学校と保護者において、児童の通学の安全が図られるよう要請を行っていく。	・生徒の通学範囲が広域である。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・地域の安全活動への参加 7校(36.8%) ・家庭や地域、関係機関と連携した会議の実施 12校(63.2%) ・通学路の安全点検の実施 11校(57.9%)	・積極的に地域や団体と関わり、児童の安全活動につなげている。 ・地域の方々との交流を図っている。	・学校と保護者において、児童の通学の安全が図られるよう要請を行っていく。	・生徒の通学範囲が広域である。	私 支 援 大 学	47
67	項目 内容 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	・障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、実地指導時などに助言を行う。	特になし。	事業所等の実地指導の際に、防犯体制や訓練の実施、地域との交流事業等について確認。	入施設では防犯対策としてカメラを設置しているところはあるが、地域活動団体と連携するなどによる見守り活動を実施できているところは少ない。	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、実地指導時などに助言を行う。	特になし。	障 害 福 祉 課	47
68	項目 内容 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	・全市町村の児童福祉担当部署(要保護児童対策地域協議会調整機関)との意見交換会や個別訪問を実施し、子ども家庭総合支援拠点の設置促進及び庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握 ・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	・市町村の児童福祉担当部署(要保護児童対策地域協議会調整機関)との意見交換会・個別訪問:27市町村 ・母子保健担当部署との合同ヒアリング:34市町村	地域で子どもを見守る体制の強化に向けて引き続き各市町村への支援を行う必要がある。	・市町村における子どもや家庭の相談体制を強化するため、子ども家庭総合支援拠点を設置に向けて取り組む市町村に対して、財政支援を行い、設置促進を支援する。	・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の強化 ・専門的な知識や資格を有した人材の確保	児 童 家 庭 課	47
69	項目 内容 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) 2 地域学校協働活動推進事業 ・地域本部で活動する人材の発掘等 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・地域コーディネーターハンドブック作成・配布 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。 2 地域学校協働活動推進事業 ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。 →関係団体との連携を強化し、活動に携わる地域人材の確保を図る。 ・引き続き民生委員・児童委員の活動100%を目指して働きかけを行う。 ・地域コーディネーター人材の確保・育成につながる研修の場を引き続き提供していくとともに、実践に役立つハンドブックを作成・配布し、底上げを図っていく。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・運営費等補助 ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日/10/14、10/27、11/24、12/1 77名修了(※認定資格取得者延べ484名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修全2日(9/7、9/8) ・取組状況調査、全市町村訪問(8～10月) 2 地域学校協働活動推進事業 ・運営費等補助 ・地域本部で活動する人材の発掘等 高知県地域学校協働活動研修会等 9/6 参加者 85名、満足度 83%、高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 中部11/13、西部1/16、東部2/12、高知市1/24 地域コーディネーター研修会 3回 中部6/17、西部8/30、東部9/5 高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部宇設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(3月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。 R1実施状況 小学校168、中学校98、義務教育学校2 学校支援活動(R1実績)27,125回 民生・児童委員の参画率(R1)98.4% ・実施校において「高知県版地域学校協働本部」の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。 実施校の教 20市町村62校 ・市町村においてR1年度以降の高知県版取組計画を作成した。県における県全体の取組計画を検討し、次年度の県の目標設定を行った。 ・地域学校協働本部実践ハンドブックの作成配布	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・運営費等補助 ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回)、子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) 2 地域学校協働活動推進事業 ・運営費等補助 ・地域本部で活動する人材の発掘等 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(5月～) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。 2 地域学校協働活動推進事業 ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。 →関係団体との連携を強化し、活動に携わる地域人材の確保等を図る。 ・引き続き民生委員・児童委員の活動100%を目指して働きかけを行う。 ・地域コーディネーター人材の確保・育成につながる研修の場を引き続き提供していくとともに、実践に役立つハンドブックを活用し、底上げを図っていく。	生 涯 学 習 課	47

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 画面 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
70	項目 内容 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 スクールガード・リーダーによる巡回指導の充実 2 スクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実・強化について、市町村教育委員会を通じての働きかけ 3 防犯・生活安全教育推進事業の実施市町村(拠点校)における先進的な取組と啓発	県内各地のスクールガードの見守り活動について、地域ぐるみで活動が充実・強化したものとなるよう、市町村や学校教職員、PTA等に対して、継続して働きかけを行っていく必要がある。市町村が取り組む「登下校防犯プラン」とも関連付け、見守り活動の強化を呼びかけていく。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として、次の活動を実施 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導と評価活動(21市町村でスクールガード・リーダー39名を委嘱159校を巡回) ・スクールガード・リーダー連絡協議会において、見守り活動の目的や効果を周知 2 各市町村に、スクールガード(学校安全ボランティア)による組織だった取組を充実・促進するよう依頼(各市町村指導事務担当者会等) 3 学校安全教室推進講習会及び高知県防犯・生活安全教育推進委員会における事業実施市町村及び拠点校の実践発表による啓発	1 スクールガード・リーダーの防犯の専門的な知見に基づいた巡回指導は、学校内外の安全管理を促進する効果的な営みとなり、犯罪や事件発生の抑止力の一つとなっている。 2 スクールガードの見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 スクールガード・リーダーによる巡回指導の充実 2 スクールガード(学校安全ボランティア)等の見守り活動の充実・強化について、市町村教育委員会への働きかけ 3 防犯・生活安全教育推進事業の実施市町村及び拠点校による先進的な取組と啓発	県内各地のスクールガードによる見守り活動が、地域ぐるみで活動が充実・強化したものとなるよう、市町村や学校教職員、PTA等に対して、継続して働きかけを行っていく必要がある。市町村及び学校の「登下校防犯プラン」に基づく取組とも関連付け、見守り活動の強化を呼びかけていく。	学校安全対策課	47
71	項目 内容 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実を努めます。	・児童生徒の安全の確保のため、学校や保護者、関係機関が連携して行う安全教育について要請を行っていく。	特になし。	・児童等を対象とした防犯教室の実施10校(52.6%)	・関係機関と連携して、防犯教室等を実施している。	・児童生徒の安全の確保のため、学校や保護者、関係機関が連携して行う安全教育について要請を行っていく。	特になし。	私 支 援 ・ 課 大 学	47
72	項目 内容 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実を努めます。	障害福祉サービス事業所等において、防災対策マニュアルなどに基づき、定期的な防犯訓練等が実施されるよう、助言を行う。	特になし。	事業所等の実地指導の際に、防犯体制や訓練の実施について確認。	入所施設では防犯対策としてカメラを設置しているところはあるが、定期的に訓練を実施しているところは少ない。	障害福祉サービス事業所等において、防災対策マニュアルなどに基づき、定期的な防犯訓練等が実施されるよう、助言を行う。	特になし。	障 害 福 祉 課	47
73	項目 内容 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実を努めます。	児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行うとともに、防犯のための避難訓練等の実施状況について確認し指導した。(12施設)	防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導しているものの、実施できていない施設(4施設)があった。	児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	47
74	項目 内容 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実を努めます。	市町村ヒアリングや指導監査の際に、保育所等における安全管理・安全教育の必要性の周知を図るとともに、防犯教室等の実施を要請する。	子どもに対する防犯教室の実施及び教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率をさらに向上させるため、必要性の理解を十分に図る必要がある。	・市町村訪問や施設監査等の際に、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングを行い、取組の推進を要請。 ・防犯教室等が未実施の園に対して実施を要請。	子どもに対する防犯教室の実施率は92.3%、教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率は88.8%である。引き続きあらゆる場面を通じて防犯教室等の開催の必要性を十分に理解してもらい、実施に向けて要請していく必要がある。	市町村ヒアリングや指導監査等の際に、保育所等における安全管理・安全教育の必要性の周知を図るとともに、防犯教室等の実施を要請する。	子どもに対する防犯教室の実施率及び教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率をさらに向上させるため、訓練等の必要性の理解を十分に図る必要がある。	幼 保 支 援 課	47

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	シ記載画ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
75	項目 内容 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8～9月) ・全市町村訪問(9～10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) 6/6、6/13、6/18 ・小単位の防災出前講座の実施(12箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日 10/14、10/27、11/24、12/1 77名修了(※認定資格取得者延べ484名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修全2日(9/7、9/8) ・取組状況調査(8～9月) ・全市町村訪問(9～10月)  対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(99.7%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(99.7%)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8～9月) ・全市町村訪問(9～10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	生涯学習課	47
76	項目 内容 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	子どもの危機回避能力の向上を図る、関係機関と連携した「防犯教室」の推進 1 スクールガード・リーダー連絡協議会において、市町村担当者へ「防犯教室」等の開催の依頼 2 学校安全教室推進講習会において、「防犯教室」等の成果について説明 3 高知県防犯・生活安全教育推進委員会における事業実施市町村(拠点校)の実践発表による啓発	子どもたちに危機回避能力を養う安全教育の重要性について、教職員が理解する研修等の機会を大切にすることがある。 各学校での防犯教室の実施については、実施率を向上させるために、その有用性や取組の成果を紹介しながら、継続して市町村や学校教職員に働きかけを行う必要がある。	子どもの危機回避能力の向上を図る、関係機関と連携した「防犯教室」の推進するため、次の取組を実施 1及び2 スクールガード・リーダー連絡協議会及び学校安全教室推進講習会において、市町村担当者や学校安全担当教員等へ「防犯教室」等の実施の依頼(5月14日、8月21日) 3 高知県防犯・生活安全教育推進委員会における事業実施市町村及び拠点校の実践発表による啓発(2月6日)	各種会議や研修会での啓発は、子どもたちを犯罪から守るための取組の重要性を共有する良い機会となっている。各学校での防犯教室の実施については、その有用性や取組の成果を紹介しながら継続して促し、実施率を向上させていく。	子どもの危機対応能力の向上を図る、関係機関と連携した「防犯教室」の推進者及び学校安全担当教員へ「防犯教室」等の実施に向けて説明(実施状況や有用性、事例紹介等) 2 高知県防犯・生活安全教育推進委員会における事業実施市町村及び拠点校の実践発表による啓発	各学校での防犯教室の実施については、実施率を向上させるために、関係機関の専門的な知見の活用とその有用性、取組の成果等を紹介しながら、継続して市町村や学校教職員に働きかけを行う必要がある。	学校安全対策課	47
77	項目 内容 (4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	1 誘拐被害防止教室の実施 2 児童参加型不審者訓練の推進 3 防犯ボランティア団体と協働しての安全教育の実施	子供の自主防犯意識を高揚させることが課題である。	幼稚園、保育所等で児童参加型の不審者対応訓練実施後、誘拐被害防止教室を実施した。 また、青色防犯パトロール団体と協働した安全教育を実施した。  ○令和元年中 誘拐被害防止教室247回実施	対象者の特性にあわせた各種被害防止教室を実施したものであるが、学校等により訓練実施率にばらつきが見られることから、積極的に働きかける必要がある。	1 誘拐被害防止教室の実施 2 児童参加型不審者訓練の推進 3 防犯ボランティア団体と協働しての安全教育の実施	子供の自主防犯意識をさらに高揚させるため、家庭内においても安全教育が行われるよう、子供の保護者と連携を取ることが課題である。	生活安全企画課	47
78	項目 内容 (4) 児童等への安全教育の充実 ②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。	「地域安全マップ」を活用した安全教育の推進 1 「地域安全マップ」の活用・有用性を学校安全教室推進講習会において説明 2 「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発	地域安全マップの教育効果を周知する機会、実践事例を具体的に紹介する機会を設け、教職員に取組実施を促していくことが必要である。	「地域安全マップ」を活用した安全教育の推進 1 学校安全教室推進講習会において、「地域安全マップ」の活用・有用性を説明(8月21日) 2 高知県通学路安全推進委員会において、「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例を拠点校より紹介、啓発(2月6日)	児童が安全に関する意識を持ち、地域の安全を考えるための地域安全マップの教育効果を研修できる機会を提供できた。 さらに、安全マップを活用した安全教育の推進に取り組んでいく。	「地域安全マップ」を活用した安全教育の推進 1 各種研修会等において「地域安全マップ」の作成・活用・有用性を説明 2 「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発	地域安全マップの教育効果を周知する機会、実践事例を具体的に紹介する機会を設け、教職員に取組実施を促していくことが必要である。	学校安全対策課	47



令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的の方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
79	項目 内容 (4) 児童等への安全教育の充実 ②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。	1 犯罪発生情報、不審者情報等の個別具体的な分析及び情報提供 2 学校等と協働した安全マップの作成 3 安全マップを活用した安全教育の推進	学校関係者との強化が課題である。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	安全マップの作成のみに終わることなく、児童に対する安全教育に活用するよう働きかける必要がある。	1 犯罪発生情報、不審者情報等の個別具体的な分析及び情報提供 2 学校等と協働した安全マップの作成 3 安全マップを活用した安全教育の推進	学校関係者等と連携した定期的な通学路点検等を行うことが課題である。	生活安全企画課	47
80	項目 内容 (5) 防犯環境整備の促進 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	・学校において、学校等の施設・設備の定期的な安全点検を引き続き実施するよう要請を行っている。	特になし。	・学校施設の安全点検の実施 19校(100.0%)	・定期的に施設や設備の安全点検が実施されている。	・学校において、学校等の施設・設備の定期的な安全点検を引き続き実施するよう要請を行っている。	特になし。	私学 支援・ 課大 学	47
81	項目 内容 (5) 防犯環境整備の促進 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	障害福祉サービス事業所等の利用者の安全を確保するため、施設の防犯体制や設備の点検、計画的な整備など、実地指導時などに確認し、助言を行う。	特になし。	実地指導の際に、事業所等の防犯対策等を確認。	入所施設では防犯対策としてカメラを設置している施設は増加。設備の点検も行っている。	障害福祉サービス事業所等の利用者の安全を確保するため、施設の防犯体制や設備の点検、計画的な整備など、実地指導時などに確認し、助言を行う。	特になし。	障害 福祉 課	47
82	項目 内容 1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある施設整備面における安全確保がとれているかを確認し、防犯設備の充実を図る。 2 施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を施設に働きかける。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある施設整備面における安全確保がとれているかを確認し、防犯設備の充実を図る。 2 施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を施設に働きかける。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童安全確保	指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行った。	概ね全ての施設で整備できている。	1 引き続き児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある施設整備面における安全確保がとれているかを確認し、防犯設備の充実を図る。 2 施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を施設に働きかける。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童安全確保	児童家 庭課	47
83	項目 内容 (5) 防犯環境整備の促進 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8~9月) ・全市町村訪問(9~10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) 6/6、6/13、6/18 ・小単位の防災出前講座の実施(12箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日 10/14、10/27、11/24、12/1 77名修了(※認定資格取得者延べ484名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修全2日(9/7、9/8) ・取組状況調査(8~9月) ・全市町村訪問(9~10月)  対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(99.7%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(99.7%)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8~9月) ・全市町村訪問(9~10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	生涯学 習課	47

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式 1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
84	項目 内容 (5) 防犯環境整備の促進 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	学校の施設・設備等について、毎学期1回以上の安全点検を実施するよう周知徹底 1 文書通知での依頼 2 研修会等において依頼 3 アンケートで実施状況把握、適宜指導	スクールガード・リーダーや地域の方、保護者等の外部の視点を入れ、多面的に防犯環境の整備に努めるなど、より効果的な安全点検の実践事例を周知し、学校の実践を促していく。	研修会等あらゆる機会を捉えて、学校の施設・設備等について毎学期1回以上の安全点検を実施するよう働きかけた。 また、安全点検の実績を年度末のアンケート調査で把握し、各学校で確実に実施されるよう、適宜指導している。(学校における定期的な安全点検の実施率100%)	学校の施設・設備等について毎学期1回以上の安全点検を実施するよう周知徹底したことにより、点検実施率は100%となっている。今後は、安全点検を実施するポイントや観点等を研修会等で説明し、点検の精度を高めていきたい。	学校の施設・設備等について、毎学期1回以上の安全点検を実施し、安全確保を徹底するよう周知 1 文書通知での依頼 2 研修会等において説明 3 アンケートで実施状況把握、適宜指導	スクールガード・リーダーや地域の方、保護者等の外部の視点を入れ、防災・防犯の観点も踏まえて、多面的に施設・設備等の整備に努めるなど、より効果的な安全点検の方法を周知し、学校の実践を促していくことが必要である。	学校安全対策課	47

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
85	項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 内容 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	市町村訪問等を通じ、保育所等における安全管理・安全教育的の推進と指針の周知を継続して行う。	幼児の交通安全確保についての保育者・保護者等のさらなる意識の向上	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	市町村訪問やヒアリング、研修会等を通じて保育者・保護者等に対し、安全確保のための指針の周知を図り、意識の醸成を図ったが、さらに継続した取組が必要である。	市町村訪問等を通じ、保育所等における安全管理・安全教育的の推進と指針の周知を継続して行う。	幼児の交通安全確保についての保育者・保護者等のさらなる意識の向上を図る必要がある。	幼保支援課	47
86	項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 内容 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8～9月) ・全市町村訪問(9～10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) 6/6, 6/13, 6/18 ・小単位の防災出前講座の実施(12箇所) ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日 10/14, 10/27, 11/24, 12/1 77名修了(※認定資格取得者延べ484名) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修全2日(9/7, 9/8) ・取組状況調査(8～9月) ・全市町村訪問(9～10月)  対応マニュアル作成率(100%) 避難訓練実施率(99.7%) 安全点検の実施率(100%) 安全対策の実施率(99.7%)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小単位の防災出前講座の実施 ・危険箇所等の点検等について通知発送(4月) ・避難訓練等の実施について通知発送(6月) ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回) ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日) ・取組状況調査(8～9月) ・全市町村訪問(9～10月)	1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。	生涯学習課	47
87	項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 内容 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	1 「高知県安全教育プログラム」に基づく、関係機関と連携した交通安全教育の実施及び通学路の安全確保の取組の推進 2 学校安全教室推進講習会において、「第2次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた、通学・通園路の安全点検等の実施に関する周知	学校や市町村間で、交通安全の取組に温度差がある。 「高知県安全教育プログラム(交通安全編)」に基づく、関係機関等と連携した交通安全教育の実施について、全ての市町村及び学校の取組として普及するよう、モデル地域の市町村の取組事例を周知し、情報共有でできる場が必要である。	1 「高知県安全教育プログラム」に基づく、関係機関と連携した交通安全教育の実施とともに、通学路の安全確保の取組について、校長会及び市町村指導事務担当者会等でその意義を説明し、取組を依頼した。 2 学校安全教室推進講習会において、「第2次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた、通学・通園路の安全点検の実施について説明を行った。(8月21日)	交通安全教育の推進については、事業を実施しているモデル地域及び拠点校の好事例を紹介し、より学校が取り組みやすい啓発を考えたい。	1 「第2次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた、通学・通園路の安全点検や対策の実施の推進(各種研修会等での周知及び取組依頼) 2 「高知県安全教育プログラム」に基づく、関係機関と連携した交通安全教育の実施及び通学路の安全確保の取組の推進	生活安全・災害安全・交通安全の3領域全ての観点から通学・通園路の安全点検を実施している学校(園)はまだ多くない。各種研修会等でその必要性を説明し、実施に向けて働きかけが必要である。 市町村において、交通安全の取組に温度差がある。各市町村の取組が充実するよう推進体制を構築する必要がある。	学校安全対策課	47
88	項目 (1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 内容 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	1 学校関係者等との会合、訓練、その他行事等への積極的参加 2 通学路等における児童等の安全確保のため、必要な助言の実施	会合や行事等に関しての事前の日程把握、調整が課題である。	学校、幼稚園、保育所等における各種教室や学校警察連絡協議会、その他学校関係者、ボランティアが出席する会合等において、指針の重要性について周知を図った。	保護者の認知度が低いことから、保護者世代が集まる会合等、あらゆる機会を通じて指針の周知を図る必要がある。	1 学校関係者等との会合、訓練、その他行事等への積極的参加 2 通学路等における児童等の安全確保のため、必要な助言の実施	会合や行事等に関しての事前の日程把握、調整が課題である。	生活安全企画課	47

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
89	項目 (2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内容 ①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用(スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施) 2 通学路における見守り活動の促進について、市町村への働きかけ 3 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施市町村(拠点校)による先進的な取組と啓発 4 各種推進委員会及び学校安全教室推進講習会における情報提供	全国的に、子どもが登下校中に被害に遭う痛ましい犯罪事件や交通事故が発生している。 1及び2 スクールガード(地域安全ボランティア)や関係機関等と学校との連携が十分でない市町村があり、地域ぐるみで登下校時の子どもを見守る必要性と効果について、継続的に啓発していく必要がある。 3及び4 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施市町村(拠点校)による取組の効果的な啓発を行う必要がある。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」における、見守り活動等を実施する市町村への支援 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施(21市町村でスクールガード・リーダー39名を委嘱 159校を巡回) ・スクールガード養成講習会を開催(1市)・学校安全活動等への支援(1市) 2 市町村指導事務担当者等において、通学路の組織だった見守り活動の強化を依頼 3及び4 防犯・生活安全教育及び交通安全教育を推進する市町村(拠点校)が、地域と連携した通学路における子どもたちの安全確保に関する実践的な取組を実施、各種推進委員会(生活安全及び交通安全年間各2回開催)及び学校安全教室推進講習会において実践発表	1 スクールガード・リーダーによる巡回指導は、学校や保護者等に対して、防犯だけでなく、交通安全の視点でも助言があり、通学路における子どもの安全確保につながっている。 4 モデル地域の市町村及び拠点校の実践発表は、保護者・地域・関係機関と連携した通学路の安全確保の取組を啓発する良い機会となっている。より多くの方に取組を知っていただく工夫をしていきたい。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な見守り活動の促進 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施と拡充 ・スクールガードによる見守り活動の促進について、市町村への働きかけ 2 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施市町村及び拠点校による先進的な取組と啓発	全国的に、子どもが登下校中に被害に遭う痛ましい犯罪事件や交通事故が発生している。 1 スクールガードや関係機関等と学校との連携・協働体制が十分でないケースがあり、地域ぐるみで登下校時の子どもを見守る必要性と効果について、継続的に啓発していく必要がある。 スクールガードの養成講習会を開催する市町村を支援し、見守り活動に協力していただく人材を確保し、取組への気運を高める必要がある。 2 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施市町村及び拠点校による取組の効果的な啓発を行う必要がある。	学校安全対策課	48
90	項目 (2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内容 ①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。	1 「通学路安全の日」に関する広報活動の実施 2 登下校時のパトロール活動の強化 3 学校、保護者、防犯ボランティア団体と協働した見守り活動の強化	不審者情報は特に下校時に発生していることを周知させることが課題である。	「通学路安全の日」について県警ツイッター等により広報した。 また、学校関係者、防犯ボランティア団体と連携し、見守り活動を強化した。	「通学路安全の日」の認知度が低いことから、活動の定着化を図る必要がある。	1 「通学路安全の日」に関する広報活動の実施 2 登下校時のパトロール活動の強化 3 学校、保護者、防犯ボランティア団体と協働した見守り活動の強化	児童に対する声かけ等事業は、下校時に多く発生している状況について、周知させることが課題である。	生活安全企画課	48
91	項目 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内容 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用(スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続) 2 スクールガード(学校安全ボランティア)による見守り活動の充実と強化 3 安全教育実施市町村(拠点校)による実践事例を発表する機会の設定	1 スクールガードや関係機関等と学校との連携が十分でない市町村がある。 2 スクールガードによる見守り活動の充実と強化について、「登下校防犯プラン」を推進するため、市町村に継続して働きかけていく必要がある。 3 安全教育の取組成果について、効果的な啓発を行う。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」における、見守り活動等を実施する市町村への支援 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施(21市町村でスクールガード・リーダー39名を委嘱 159校を巡回) ・スクールガード養成講習会を開催(1市)・学校安全活動等への支援(1市) 2 市町村指導事務担当者等において、通学路の組織だった見守り活動の強化を依頼	1 児童等にあたたい声かけを行うスクールガード・リーダーに対しては、子どもたちや保護者、地域の信頼も厚い。そのことが地域の児童等の安全確保の意識を育てている。 2 スクールガードによる組織だった見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な見守り活動の促進 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施と拡充 ・スクールガードによる見守り活動の促進について、市町村への働きかけ 2 スクールガードや関係機関等と学校との連携・協働体制の強化(大綱の指標設定)	1 スクールガードや関係機関等と学校との連携が十分でない市町村がある。 2 「登下校防犯プラン」に基づき、スクールガードによる見守り活動の充実と強化に向けた取組を推進するため、市町村に粘り強く働きかけていく必要がある。 3 安全教育の取組の成果について周知、効果的な啓発を行う。	学校安全対策課	48
92	項目 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内容 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	1 「通学路安全の日」に関する広報活動の実施 2 登下校時の児童に対する声かけ運動の推進 3 学校、保護者、防犯ボランティア団体と協働した声かけ運動の強化	防犯ボランティアの高齢化が課題である。	青色防犯パトロール団体に対して、不審者情報認知状況等について情報提供し、登下校時の児童に対する声かけ運動を依頼した。 通学路安全の日に併せ、防犯ボランティア団体とともに見守り活動を実施した。	特に、不審者情報が増加傾向にある下校時間帯の見守り活動、声かけ運動を強化する必要がある。	1 「通学路安全の日」に関する広報活動の実施 2 登下校時の児童に対する声かけ運動の推進 3 学校、保護者、防犯ボランティア団体と協働した声かけ運動の強化	防犯ボランティアの高齢化が進んでおり、会員数の減少も見られることから、若い世代・現役世代による防犯活動や事業者等が参加しやすい「ながら見守り活動」等を推進することが課題である。	生活安全企画課	48

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ	
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題			
93	項目 ②通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内容 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	数値化の難しい未然防止活動であるが、地域住民の安心安全な暮らしに向け、引き続き実施する。	学校を始めとする関係機関と情報共有を図り、各地域の抱える少年問題の把握。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	各警察署及び少年サポートセンターにおいて、児童生徒の登下校時間帯に合わせた街頭指導活動を計画し、通学路等における児童への声かけを実施。	各警察署及び少年サポートセンターに設置しているスクールサポーターを中心に、少年非行やいじめの防止に向けた街頭指導活動を継続的に実施。	数値化の難しい未然防止活動であるが、地域住民の安心安全な暮らしに向け、引き続き実施する。	学校を始めとする関係機関との情報共有。 各地域の抱える少年問題の把握。	安全対策課 少年女性課	48
94	項目 ③セーフティステーション活動の促進 内容 「子ども110番のいえ」をはじめとした児童等の緊急避難所(セーフティステーション)が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。また、「子ども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。	1 子ども110番のいえ・くるまの設置数の拡充 2 指定者・指定団体に対する犯罪情報・地域安全情報の提供	防犯ボランティアの減少、事業者の廃業等に起因した設置数の減少に対応することが課題である。	令和元年度末の「子供110番のいえ」設置数2,893軒 令和元年度末の「子供110番のくるま」指定台数1,009台	「子供110番のいえ」及び「子供110番のくるま」については、ある程度定着しているものであるが、いずれも減少傾向にあり、県民及び事業者等に対する設置促進を図る必要がある。		1 子供110番のいえ・くるまの設置数の拡充 2 指定者・指定団体に対する犯罪情報・地域安全情報の提供	現役世代の防犯ボランティア団体や事業者等による活動の推進が課題である。	生活安全企画課	48
95	項目 ③通学路等の環境整備の促進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署などと連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組みます。	通学路交通安全プログラムのPDCAサイクルの強化を図る。	各市町村の教育委員会の協力が必要であり、情報共有を密に行い円滑に通学路の安全を図る。	すべての市町村において通学路交通安全プログラムを策定した。	通学路交通安全プログラムを策定したため、通学路の安全性の向上や関係者の意識が変わる。	残る箇所についても通学路交通安全プログラムに位置づける。	各市町村の教育委員会の協力が必要であり、情報共有を密に行い円滑に通学路の安全を図る。	道路課	48	
96	項目 ③通学路等の環境整備の促進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	指定管理者及び土木部公園担当職員と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、事前に各公園の危険箇所を把握し、改善を行っていく。		各担当者が日常的にパトロールを行い、植物の成長による死角等の危険箇所を発見した際には、早急に対応し改善を行った。	今後も各公園管理者との管理手法に関する協議の際には「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を行い、防犯意識の向上を図る。	指定管理者及び土木部公園担当職員と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、事前に各公園の危険箇所を把握し、改善を行っていく。		公園下水道課	48	
97	項目 ③通学路等の環境整備の促進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1 「市町村通学路交通安全プログラム」に基づく、各市町村の通学路の安全性の確保の取組及びその進捗について情報交換、協議 2 高知県通学路安全推進委員会(年2回開催)における関係機関との連携	各市町村がこのプログラムに基づいた取組を確実に実施し、新たな危険箇所に対策を講じていくよう、情報交換の機会を設ける必要がある。 推進委員会等で、児童等の通学路の安全確保のための好事例について関係機関等と情報共有し、取組を促進していかなくてはならない。	1及び2 高知県通学路安全推進委員会を年2回開催し、効果的な通学路の安全対策や交通安全教育の推進について、交通安全教育に著名な大学教授から助言を仰ぎながら、道路管理者や公安委員会、市町村教育委員会等、関係機関とともに協議を行った。また、各市町村担当者のオプザーバー参加を求め、「市町村通学路交通安全プログラム」に基づく取組の好事例として、先進的に取組を進めている自治体からの実践発表を設け、取組を推進する啓発の機会とした。(7月5日、2月6日)	平成24年度の緊急合同点検を受けて、各関係機関が行ってきた通学路の安全確保対策は、取組が一定完了した。 通学路の安全確保に向けた推進体制の構築やプログラム(基本方針)策定は、市町村に働きかけを行ってきた結果、平成29年度中に全市町村で完了した。 各市町村がこのプログラムに基づいた取組を確実に実施し、新たな危険箇所に対策を講じていくよう、働きかけを行う必要がある。	高知県通学路安全推進委員会(年2回開催)における、通学路等の安全確保の取組の推進 ・学校、教育委員会、関係機関等と連携した取組の推進 ・「市町村通学路交通安全プログラム」に基づき、効果的な通学路の安全確保の取組について情報交換、協議	推進委員会等で、児童等の通学路の安全確保のための好事例について関係機関等と情報共有し、取組を促進していかなくてはならない。	学校安全対策課	48	
98	項目 ③通学路等の環境整備の促進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1 通学路等における児童等の見守り活動に併せた危険箇所の把握 2 危険箇所を改善するための関係機関との連携	道路管理者等との連携が課題である。	「通学路安全の日」にあわせ、学校関係者、防犯ボランティア団体等と連携し、通学路の危険箇所点検を実施した。	通学路等の危険箇所について、見守り活動に併せた点検等を実施したものであるが、ハード面の改善については困難であり、今後も市町村等と連携して改善を図る必要がある。	1 通学路等における児童等の見守り活動に併せた危険箇所の把握 2 危険箇所を改善するための関係機関との連携	道路管理者等との連携が課題である。	生活安全企画課	48	

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策3 子ども等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
99	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×4回) ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 5 「安全安心まちづくりひろば」での広報	子どもの安全確保については、これまでにも繰り返し広報されてきたことであり、広報紙などで関心を誘うような工夫した紙面づくりに努める必要がある。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(4回、各113,500部) ・ 構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(4回) 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 シンボルマーク入りの「通学路安全の日」を広報するタペストリーを作成し、県庁舎玄関等で掲示 5 安全安心まちづくりポスターの募集応募209作品、最優秀作品はポスターとして関係機関に配布(配布数1,190枚) 6 安全安心まちづくり出前講座の実施(3回) 7 イオンモール高知で開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介	1 「安全安心まちづくりニュース」は、社会情勢に応じた事件の手口や事故の態様、また、地域で貢献する防犯ボランティア団体の紹介を行い、県民の防犯意識の向上を図ることができた。 会報「安全安心まちづくりだより」は、関係団体・事業者の取組みや、各種活動で利用できる事件事故の発生状況を積極的に記事にし、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達的手段として利用された。 2 ポスターは209点の応募があり、広く児童生徒に安全安心まちづくり活動への関心を持たせることができた。また、ポスターの応募作品を広報啓発に活用できた。 3 全国的には子どもが被害者となる悲惨な事件・事故が相次いで発生していることから、子どもの安全確保に向けた取組みは、継続する必要がある。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(11万部×4回) ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行(4回) ・ 重大事件事故や新たな犯罪手口が発生した際の速報(適宜) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集、作成及び配付 5 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報	1 広報内容は、社会情勢に応じながら、県民が不安に感じ必要と感じている犯罪の発生状況や交通事故発生状況を掲載する必要があり、内容を選別して記事にする必要がある。 2 継続的に発生している犯罪被害等については、同じ内容の記事を繰り返し気味となることから、読み手の飽きがない工夫をこらさなければならない。	県民生活・男女共同参画課	49
100	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 学校安全教室推進講習会等の開催について、ホームページ等での公開 2 安全教育実施市町村(拠点校)の取組を学校安全対策課ホームページに掲載したり、スクールガードの見守り活動等の取組を広報誌に掲載したりするなど、積極的な情報提供の実施	子どもの安全を守る学校安全の取組の意義と成果について、より積極的に情報提供の場と機会をつくっていく。	1 学校安全教室推進講習会等の開催について、ホームページで公開し、啓発を図った。また、メディアへの情報提供も行った。 2 スクールガード・リーダーの活動について、「学校安全教室推進講習会」において紹介	研修会の開催等をホームページで公開したり、メディアへの積極的な情報提供を行うことはできたが、地域ぐるみで子どもを見守る活動の促進に具体的に結び付く広報・啓発を行う必要がある。	1 学校安全教室推進講習会等の開催について、ホームページ等での公開 2 安全教育実施市町村及び拠点校の取組を学校安全対策課ホームページに掲載したり、スクールガードの見守り活動等の取組を広報誌に掲載したりするなど、積極的な情報提供の実施	子どもを地域ぐるみで守る学校安全の取組の推進に結び付くような、より具体的にメッセージ性のある情報提供の場と機会をつくっていく。	学校安全対策課	49
101	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 県警HPIによる不審者情報の提供 2 ラジオ番組と活用した防犯広報 3 あんしんFメールによる地域安全情報の発信 4 SNSを活用した防犯広報 5 各種広報紙等による広報啓発	発信する情報内容のマンネリ化が課題である。	県警HPIに不審者情報を掲示した。ラジオ番組、あんしんFメール、県警ツイッター等を活用し、各種地域安全情報を発信した。	令和元年度から運用開始した県警ツイッターにより、より幅広い世代への情報提供が可能となった。	1 県警HPIによる不審者情報の提供 2 ラジオ番組と活用した防犯広報 3 あんしんFメールによる地域安全情報の発信 4 SNSを活用した防犯広報 5 各種広報紙等による広報啓発	内容のマンネリ化が見られることから、防犯意識の高揚が図られるような情報提供や広報啓発が課題である。	生活安全企画課	49
102	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ① 子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施 地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。	1 県広報誌「さんSUN高知」等への掲載 2 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施	児童虐待防止の周知徹底	1 県広報誌「さんSUN高知」等への掲載 ・さんSUN高知10月号への掲載 ・エフエム高知・RKC高知放送(10月) ・児童家庭課ホームページへの掲載 ・CM放送 2 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施 ・オレンジリボンキャンペーン実行委員会への出席 ・オレンジリボンキャンペーンチラシ・ポスター配布 ・オレンジリボンキャンペーン活動講演会(9月) たすきウォーク(10月)	・オレンジリボン広報活動や講演会等の実施を通じて、広く県民に児童虐待防止が周知された。	1 児童虐待防止についてより一層の周知をはかる。	1 県広報誌「さんSUN高知」等への掲載 2 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施	児童家庭課	49

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 載 冊 頁
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
103	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う。 当初交付決定額：110,281,250円(45団体) 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施する。 3 県広報等を活用した委員活動の住民への周知を行う。	・子どもの虐待、貧困問題など様々な問題に対応した研修の充実、活動費の助成など活動しやすい環境づくり	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 民生委員・児童委員活動費補助金による活動支援 ・45団体 2 民生委員・児童委員に対する研修の実施 ・中堅研修:2会場、参加者141名 ・3年目研修:参加者47名 ・2年目研修:参加者40名 ・1年目研修:7会場、参加者498名 3 委員活動の広報 ・テレビや新聞などの広報媒体を活用した委員活動の広報	・活動費への助成や各種研修の実施、広報等により民生委員・児童委員活動をバックアップすることができた。	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う(45団体)。 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施する。 3 県広報等を活用した委員活動の住民への周知を行う。	・子どもの虐待、貧困問題など様々な問題に対応した研修の充実、活動費の助成など活動しやすい環境づくり	地域福祉政策課	49
104	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	1 市町村職員を対象とした研修の実施(基礎、中堅、管理職、専門職等) 2 民生委員・児童委員や教員等を対象にした研修会を開催することで参画率向上に向けた支援を行う。	●各市町村で人的体制・意識の差があるため、地域における見守り体制強化が進みづらい市町村に対しては特に手厚い支援を行う必要がある。	1 市町村職員を対象とした研修の実施 ・基礎:延べ181名 ・中堅:延べ113名 ・管理職:延べ91名 ・専門職等:18名 2 新任民生委員・児童委員を対象にした研修会の実施 ・7市町 計469名	1 市町村職員の人事異動も考慮し、組織としての対応力や専門性を向上させていく必要があるため、今後も研修を継続する。 2 新任民生委員・児童委員に児童虐待の周知がされた。	1 市町村職員を対象とした研修の実施(基礎、中堅、管理職、専門職等) 2 民生委員・児童委員を対象にした研修会を開催することで参画率向上に向けた支援を行う。	●各市町村で人的体制・意識の差があるため、地域における見守り体制強化が進みづらい市町村に対しては特に手厚い支援を行う必要がある。	児童家庭課	49
105	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 また、学校支援地域本部の設置及び活動内容の充実に向け、PTAとの協力体制づくりを推進します。	1 PTA教育行政研修会 ・県内7地区で開催。 ・高知県版地域学校協働本部の実践発表 2 高知県PTA研究大会 3 高知県高等学校体育大会における街頭指導(人権教育課と連携)	・PTA教育行政研修会及びPTA研究大会において、単位PTAの会長や副会長のみならず、一般の会員にも広く参加してもらうため、周知の工夫が必要である。 ・保幼小中PTAの連携を進め、研修会への出席につなげるため、保育園幼稚園PTA関係者や担当課への周知が必要。 ・PTA教育行政研修会アンケートにおける肯定的評価の割合が低下しているため、分科会の内容、運用の仕方など、大幅な見直しが必要。	・PTA教育行政研修会 県内各地区の小中学校PTAによるPTA教育行政研修会において、民生児童委員が児童生徒の見守り機能を果たす高知県版地域学校協働本部事業の実践発表を行うとともに、「子どもとの適切なかかわり方について」をテーマに、他の学校の会員との意見交換等を行うことができた。 参加者計:762名(高知市は新型コロナウイルス自粛要請のため中止) ・高知県PTA研究大会 参加者数:258名 満足度:94.4% ・高知県高等学校体育大会における街頭指導参加者:54名(事務局10名含む)	・研修会で得た情報や学んだことをもとに、各単位PTAにおいて新たな取組につなげた割合目標値(90%)越えて達成した。 H30:97.2% → R1:96% ・アンケートにおける肯定的評価の割合は向上した。また、研修会への参加者数も大幅に増加している。 肯定的評価 H30:70.4% → R1:75.2% 参加者数 H30:618名 → R1:762名(1.2倍)	1 PTA教育行政研修会 ・県内7地区で開催 ・いじめ、ネット問題をテーマとする。 2 高知県PTA研究大会 3 高知県高等学校体育大会における街頭指導(人権教育課と連携)	・PTA教育行政研修会及びPTA研究大会において、単位PTAの会長や副会長のみならず、一般の会員にも広く参加してもらうため、周知の工夫が必要。 ・保幼小中PTAの連携を進め、研修会への出席につなげるため、保育園幼稚園PTA関係者や担当課への周知が必要。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した研修会の開催。	生涯学習課	49

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策3 子ども等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
106 107 108 109	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	・児童虐待に係る児童相談所との連携強化を図るとともに、各市町村の要保護児童対策地域協議会にも継続して参加し、児童虐待等にかかる市町村・学校の実態や取組状況等を把握し、必要に応じて支援を行う。 また、児童虐待にかかる校内研修の実施の徹底を図る。 ・高知県いじめ問題対策連絡協議会では、いじめ防止等に関わる機関・団体との情報共有や取組の連携強化を図るとともに、抜かりのない支援の実施に努める。また、いじめ予防プログラムを作成し、いじめの防止に向けた具体的な取組を推進する。	・児童虐待に対して、学校と関係機関の連携を強化するよう校内研修の充実を図るなど啓発等を継続する必要がある。 ・より効果的ないじめ予防プログラム等の作成のために、学校や地域での実践等を踏まえて随時修正を加える必要がある。	●全市町村の要保護児童対策地域協議会の代表者会及び実務者会に参加し、各市町村の実態や課題、取組状況等を把握した。 ・児童虐待に関する研修資料を配付し、すべての公立学校で、児童虐待にかかる校内研修を実施した。 ・高知県いじめ問題対策連絡協議会を年3回実施した。協議会で出された意見を踏まえて、「高知家」いじめ予防プログラムを作成した。	・要保護児童等の実態について、定期的な情報収集の仕組みができていない。 県立学校に在籍する児童生徒に関する情報提供や支援の強化に努める。 ・「高知家」いじめ予防プログラムについて、高知県いじめ問題対策連絡協議会での協議内容を踏まえて、学校や地域で活用できるようプログラムを作成することができた。	・各市町村の要保護児童対策地域協議会への参加を継続する。特に、参加体制を見直し、SSWが実務者会に参加するなど、支援の直接つながるような体制とする。 ・児童虐待にかかる校内研修を充実させるため、校内研修用の資料内容を充実させ、全校に配付する。 ・「高知家」いじめ予防プログラムを配付するとともに、プログラムの活用について、周知を図る。	・SSWの雇用にかかる予算が十分でないため、県内全ての市町村の要保護地域協議会に参加することができない。また、要保護地域協議会の情報を共有し支援に生かすための仕組みづくりが十分でない。 ・「高知家」いじめ予防プログラムを地域や学校の実態に応じて、より良いものに作り直すことが重要である。	人権 高等教育・ 児童課、 生徒別課、 支援小中 学校課、	49
110	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	いじめ事案は、高知県いじめ防止基本方針に基づいた取組に合わせ、いじめ防止教室を実施。 児童虐待事案は、関係機関との情報共有体制の強化。		1 いじめ事案については、少年サポートセンター内に設置したヤングテレフォンや各警察署の警察安全相談電話等により、少年補導職員等がきめ細やかな相談対応に努め、真相究明と事案に応じた適切な対応を図った。学校教員と連携したいじめ防止教室を実施。 2 児童虐待事案は、市町村の要保護児童対策地域協議会等への積極的な参加等あらゆる警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見、児童相談所への迅速かつ確実な通告の実施及び通告後における関係機関と連携した児童の継続的支援に努めた。	いじめ事案、児童虐待事案の未然防止に向けて、関係機関と連携した取組を実施している。	1 いじめ防止については、高知県いじめ防止基本方針に基づいた取組に合わせ、ニーズに応じた非行防止教室を実施。 2 児童虐待事案については、児童相談所に警察官2名を派遣等するなどし、さらなる情報共有体制の強化を図る。		少年女性 安全対策課	49
111	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ③ 児童によるいじめを防ぐ取組の実施 児童間におけるいじめの発生を防ぐため、教育機関と連携・協働しながら、いじめ防止教室を実施するなど、啓発に取り組みます。	・高知県いじめ防止基本方針に基づいた取組に合わせ、いじめ防止教室を実施。 ・広報啓発活動の推進。		学校教員と連携したいじめ防止教室を積極的に実施。各署に配置されたスクールサポーターにより、関係機関と連携、いじめの早期発見に努めた。	いじめ事案の未然防止に向けて、関係機関と連携した取組を実施している。	・高知県いじめ防止基本方針に基づいた取組に合わせ、ニーズに応じた非行防止教室を実施。 ・広報啓発活動の推進。		安全 少年女性課	49
112	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ④ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	○園内研修支援 ・実施後のアンケート結果 「参考になった」100% 「今後も引き続き園内研修を実施する」100% ○ブロック別研修支援 ・公開保育後の参加者アンケート結果 「本研修会が参考になった」100% ・公開保育実施園の年度末アンケート結果 「保育実践が向上・改善した」80%以上 ○園内研修支援+ブロック別研修支援 200回以上	・研修支援の希望に対するアドバイザーの確保とその日程調整の難しさ。 ・代替保育者等の確保等、各園の研修への参加体制の整備。	園内研修支援(48園・98回) 実施後のアンケート結果 ・参考になった 100% ・今後も引き続き園内研修を実施する 97.4% ブロック別研修支援 (13ブロック1年目園13園、2年目園12園、計25園・116回) 1年目園公開保育参加者アンケート結果 ・本研修会が参考になった 99.1% 1年目公開保育実施園がブロック別研修で向上・改善したこと(上位3つ) 「環境構成」85.0% 「保育者の援助」72.2% 「子ども理解」65.4%	・園内研修支援を、各園の研修テーマやニーズに応じて実施することで、ほぼ全国のアンケートで継続の希望が見られる。 また、ブロック別研修では、2年間を通じた研修支援を行うことにより、実践力の向上が見られてきている。また、公開保育の参加者アンケートでも、保育実践を通じた研修に対する評価が高くなっている。	○園内研修支援 ・実施後のアンケート結果 「参考になった」100% 「今後も引き続き園内研修を実施する」100% ○ブロック別研修支援 ・公開保育後の参加者アンケート結果 「本研修会が参考になった」100% ・公開保育実施園の年度末アンケート結果 「保育実践が向上・改善した」80%以上 ○園内研修支援+ブロック別研修支援 200回以上	・研修支援の希望に対するアドバイザーの確保と日程調整 ・代替保育者等の確保等、各園の研修への参加体制の整備	幼保支 援課	49



令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
113	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ④ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	学校と連携し、地域の実情に応じた非行防止教室を積極的に開催すること。	市少年補導センターを始めとする関係機関においても、同様の取組が普及しており、実施率が低下している。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) ●アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・非行防止教室の実施 令和元年中の実施校数242校、632回、実施率78.8% ・親子の絆教室の実施 県内の幼稚園・保育所において、園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発する「親子の絆教室」を実施。平成29年から令和元年の3年中、全292か所を実施。(実施率100%)	・地域で抱える少年問題や学校・住民等からの要望に応じたテーマを選ぶなど、工夫を凝らした教室を実施。 ・「親子の絆教室」は、3年間で県内の幼稚園・保育所を一巡することとしており、令和元年までの3か年では一巡を達成した。	・学校と連携し、地域の実情に応じた非行防止教室を積極的に実施。 ・低年齢化する県内の少年非行防止対策のため、「親子の絆教室」を引き続き実施していく。	実施上の課題	安全対策課	49
114 115 116	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑤子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。	・県内の公立小中高生にSNSの安全な使用に関する啓発資料を配付する。 ・いじめやネットの問題をテーマとした教職員研修については、研修資料を配付し、教員が講師となって研修を行うことができるようにする。 ・情報モラル教育実践事例集の活用を促す。 ・学校ネットパトロールを実施する。 ・ネットに関する教材作成委員会による教材を作成し、配付する。 ・高知家児連会生徒会地区別交流会を県内5会場で実施し、いじめ問題の予防や解決に向けて、児童生徒が主体となった取組をいっそう進めるため、取組の実践交流や協議を行う。	・ネット上のトラブルが増加傾向にあるため、児童生徒への未然防止の取組とともに、早期発見、早期対応のための関係機関との連携が必要である。 ・ネットのルールづくりには、児童生徒だけでなく、学校・保護者の意識も高めていくことが重要であり、ネットの問題を分かりやすく具体的に啓発していく必要がある。	・県内の公立小中高生にSNSの安全な使用に関する啓発資料を5回配付した。 ・ネット問題をテーマとしたPTA研修等への講師派遣を5回行った。 ・学校ネットパトロールを実施(中・高:年6回、小・特支:年3回)し、ネット上のトラブルの早期対応、防止に努めた。特にリスクレベルの高い事案は、ただちに連絡をもらい、対応ができるようにした。 ・ネットに関する教材作成委員会により、2つの教材を作成し、配付した。 ・児童生徒による主体的な交流会を企画・立案する実行委員会を5回実施。 ・交流会を県内5会場で実施。合計児童生徒617名、大人319名が参加し、いじめ問題についての取組や今後の取組についてグループや全体で協議し、ブロック全体での取組を採択。	・令和元年度投稿検知数の結果では、98.4%が中学校・高等学校であり、書き込み内容の約8割は個人名の書き込み等個人情報流出であった。いじめや不良行為等の事案も1割程度あり、今後もネット上の検索、監視を続けていく必要がある。 ・インターネットの適正なルールづくりを行っている学校は増えつつあるが、ルールづくりを繰り返し呼びかける必要がある。インターネットの適正なルールづくりを行っている学校の割合(R1年度 小:50.0%、中:57.0%、高:46.9%、特支:35.7%) ・交流会に参加した児童会・生徒会代表や実行委員会の児童生徒のリーダーとして意識の高まりが見られた。 ・各校の取組の実践交流や協議から、児童生徒が主体となった積極的な取組の実施が確認できた。今後は、県主催の交流会は廃止し、市町村主催による交流会について、県が支援を行う。	・県内の公立小中高生にSNSの安全な使用に関する啓発資料を配付する。 ・いじめやネットの問題をテーマとした教職員研修については、研修資料を配付し、教員が研修講師として研修を行うことができるようにする。 ・情報モラル教育実践事例集の活用を促す。 ・学校ネットパトロールを実施する。 ・ネットに関する教材作成委員会による教材を作成し、配付する。	・ネット上のトラブルの解決のために、児童生徒への未然防止の取組とともに、早期発見、早期対応のための関係機関との連携が必要である。 ・ネット利用についてのルールづくりには、児童生徒だけでなく、学校・保護者の意識も高めていくことが重要であり、ネットの問題を分かりやすく具体的に啓発していく必要がある。 ・学校ネットパトロールについては、国費の予算変更に伴い、検索実施回数に影響がある。 ・インターネットやSNSの適切な利用について、情報モラル教育を推進する必要がある。	小中権教育課・児童生徒課、児童生徒課、	49
117	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑤子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 スマートフォンなどの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、フィルタリングの普及やインターネット安全利用の啓発を行います。	・児童のスマートフォン保有率が高まっていることから、インターネットモラルやインターネットの危険性についての非行防止教室等を開催する。 ・保護者等に対しては、フィルタリング啓発等引き続き取り組む。	・いじめ問題や、新たな少年問題に対応した講話を行っていく必要がある。 ・非行防止教室実施者の均一的な知識向上を図る必要がある。	・非行防止教室等の実施時に講話を行い、スマートフォンの普及に伴った児童・保護者に対する啓発活動を実施。 ・販売店を訪問してフィルタリングの推奨を要請。 ・SNS上における不適切な発信に対して、直接注意喚起を実施するためのアカウント運用を開始。	・非行防止教室等でインターネットモラルやインターネットの危険性についての講話を実施。 ・SNS上における不適切な発信への注意喚起を実施。	・児童のスマートフォン保有率が高まっていることから、インターネットモラルやインターネットの危険性についての非行防止教室等を開催する。 ・保護者等に対しては、フィルタリング啓発等引き続き取り組む。 ・SNS上における不適切な発信への注意喚起を引き続き実施。	・非行防止教室実施者の均一的な知識向上を図る必要がある。 ・ネット上での直接的な啓発をどのように行っていくか。	安全対策課	50
118	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑥犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。	1 子どもの危機予測・危機回避能力の向上を図る「高知県安全教育プログラム(生活安全編)」に基づく安全教育の推進 2 安全教育推進事業実施市町村(拠点校)の取組成果の普及(学校安全教室推進講習会及び防犯・生活安全教室推進委員会等における実践発表)	「高知県安全教育プログラム(生活安全編)」に基づいた、子どもたちが犯罪から自分で身を守る力を身に付ける安全教育を推進するため、安全教育実施市町村及び拠点校の実践事例はもちろん、モデル地域の市町村の推進体制についても啓発する必要があります。	1 「高知県安全教育プログラム(生活安全編)」に基づく、防犯・生活安全教育実施市町村及び拠点校の取組の支援を行った。 2 学校安全教室推進講習会及び防犯・生活安全教室推進委員会において、安全教育推進事業実施市町村及び拠点校による実践発表の機会を設け、子どもたちに危険予測・危機回避能力を培う安全教育の具体的な実践について発信できた。	モデル地域の市町村及び拠点校の実践発表が、子どもたちの危機予測・危機回避能力の向上といった安全教育の成果を理解してもらうことにつながっている。今後も、取組を広く啓発し、子どもたちが犯罪から自分で身を守る力を身に付ける安全教育を推進していきたい。	1 子どもの危機予測・危機回避能力の向上を図る「高知県安全教育プログラム(生活安全編)」に基づく安全教育の推進 2 安全教育推進事業実施市町村及び拠点校の取組成果の普及(学校安全教室推進講習会及び防犯・生活安全教室推進委員会等における実践発表)	子どもたちに身に付けさせたい資質・能力をベースにした効果測定を行い、子どもたちが犯罪から自分で身を守る力を身に付ける安全教育の成果を周知し、一層取組を普及させる必要がある。 安全教育実施市町村及び拠点校の実践事例はもちろん、モデル地域の市町村の推進体制についても啓発する必要がある。	安全対策課	50

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
119	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑥ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。	県下の小・中・高校等において、本部少年課(少年サポートセンター)及び各署の警察職員等がインターネットの利用に伴う犯罪被害の防止について講話を行い、インターネットの危険性及び正しい利用方法、フィルタリングの必要性について説明。	児童のスマートフォン保有率が高まり、インターネットに起因する犯罪被害やトラブルに巻き込まれる児童が増加していることから、非行防止教室やフィルタリング啓発等を引き続き取り組む必要がある。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・令和元年中、県内小・中・高校等に対し、フィルタリング啓発の講話を354回実施。 ・幼稚園・保育所、小学校低学年対象の誘拐被害防止教室の実施に努めた。		県下の小・中・高校等において、本部少年女性安全対策課(少年サポートセンター)及び各署の警察職員等が、インターネットの利用に伴う犯罪被害の防止について講話を行い、インターネットの危険性及び正しい利用方法、フィルタリングの必要性について説明。 ・幼稚園・保育所、小学校低学年対象の誘拐被害防止教室を引き続き実施していく。	児童のスマートフォン保有率が高まっていることから、非行防止教室やフィルタリング啓発等に引き続き取り組む必要がある。	少年女性安全対策課	50
120	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑦ 親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	1 電話による相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援。		電話相談(59件)	・家庭や市町村等、地域への適切な相談援助活動が実施できている。	1 電話による相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援。		児童家庭課	50
121	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑦ 親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	●保育者研修 ・園及び市町村での合同研修の参加者数800人以上 ・「学びや気付きがあった」と回答した保育者 100% ・親育ち支援担当者の位置付け 70%以上 ・親育ち支援の向上に関する園内研修の実施100% ●保護者研修・保育者研修 ・年間 100回以上 ・研修後の保護者アンケートの結果「今後の子育てに生かしていきたい」100% ●基本的な生活習慣に関する取組 学習会等実施率100%	・保護者の実態や保育者の課題に合った研修計画の実施 ・園内研修の実施や継続的な取組等、組織的・計画的な支援を行うための親育ち支援担当者の配置	●保育者研修 ・41回 640人 研修で学びや気付きがあった 99.2% ・園内研修97.0%(288/297園) ●保護者研修 ・111回 3,030人 ・保護者研修実施後のアンケート結果 子どもへの関わりが大切だと思う 98.8% 今後の子育てに生かしたい 98.1% ・保護者の一日保育者体験 新規実施園7園 継続実施園81園 ・基本的な生活習慣に関する取組 学習会等実施率 99.3%(284/286園)	・保護者の実態や保育者の課題に合った園内研修を、ほとんどの園が実施した。 ・幼保支援課の実施している保育者研修を活用した園では、保育者の99.2%が親育ち支援の必要性や支援方法についての気付きや理解を深め、園における保護者支援につなげている。 ・園全体で、組織的・計画的に支援を行うようにするために、園内に親育ち支援を推進する担当者を配置する必要がある。 ・保護者研修を実施した園のアンケートから、講話やワークショップを通して、良好な親子関係の構築や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、学んだことを生かそうとする姿が窺われた。また、保育者がともに研修を受け、その後の保護者支援に生かす姿勢も見られた。	●保育者研修 ・親育ち支援担当者の位置付け 100% ・親育ち支援の向上に関する園内研修の実施100% ●保護者研修・保育者研修 ・年間 100回以上 ・研修後の保護者アンケートの結果 「今後の子育てに生かしていきたい」100% ●基本的な生活習慣に関する取組 ・学習会等実施率100%	・保護者の実態や保育者の課題に合った研修計画の実施	幼保支援課	50
122	項目 内容 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑦ 親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	いずれも県内の少年非行防止対策にとっても重要な取組であることから、引き続き実施していく。	地域住民のニーズに応じた内容の教室を開催する必要がある。	・県内の幼稚園・保育所において、園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発する「親子の絆教室」を実施。平成29年から令和元年の3年中、全292か所で開催。(実施率100%) ・少年サポートセンターの相談窓口をラジオ、ミニ広報紙等で広く県民に周知した。	・県内の少年非行は低年齢化傾向にあることから、「親子の絆教室」の必要性は高い。 ・「親子の絆教室」は、3年間で県内の幼稚園・保育所を一巡することとしており、令和元年までの3か年では一巡を達成した。	低年齢化する県内の少年非行防止対策にとって重要な取組であることから、引き続き実施していく。	安全対策課	50	

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
123	<p>項目 内容</p> <p>(2) 子どもたちを健やかに育てる取組                      ⑧子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進                      学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)                      ・運営費等補助                      ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回)、子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)</p> <p>2 地域学校協働活動推進事業                      ・運営費等補助                      ・地域本部で活動する人材の発掘等                      ・高知県地域学校協働活動研修会1回                      ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会4回                      ・地域コーディネーター研修会3回                      ・地域コーディネーターハンドブック作成・配布                      ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～)                      ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月)                      ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)                      ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。</p> <p>2 地域学校協働活動推進事業                      ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。                      ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。</p> <p>一・関係団体との連携を強化し、活動に携わる地域人材の確保を図る。                      ・引き続き民生委員・児童委員の活動100%を目指して働きかけを行う。                      ・地域コーディネーター人材の確保・育成につながる研修の場を引き続き提供していくとともに、実践に役立つハンドブックを作成・配布し、底上げを図っていく。</p>	<p>●アウトプット(結果)                      インプット(投入)により、具体的に現れた形                      ●アウトカム(成果)                      ●アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)                      ・運営費等補助                      ・放課後児童支援員認定資格研修:全4日10/14、10/27、11/24、12/1 77名修了(※認定資格取得者延べ484名)                      ・子育て支援員(放課後児童コース)研修全2日(9/7、9/8)                      ・取組状況調査、全市町村訪問(8～10月)</p> <p>2 地域学校協働活動推進事業                      ・運営費等補助                      ・地域本部で活動する人材の発掘等                      高知県地域学校協働活動研修会等9/6参加者85名、満足度83%、高知県地域学校協働活動ブロック別研修会                      中部11/13、西部1/16、東部2/12、高知市1/24                      地域コーディネーター研修会3回                      中部6/17、西部8/30、東部9/5                      ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～)                      ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月)                      ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(3月)</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)                      ・児童等の安全対策の充実強化を図ってきているが、引き続き全体及び個別に市町村や現場等への周知徹底を図っていく必要がある。</p> <p>2 地域学校協働活動推進事業                      ・全市町村で地域学校協働活動本部事業の取組が行われている。                      R1実施状況                      小学校168、中学校98、義務教育学校2                      学校支援活動(R1実績)27,125回                      民生・児童委員の参画率(R1)98.4%                      ・実施校において「高知県版地域学校協働本部」の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。                      実施校の数 20市町村62校                      ・市町村においてR1年度以降の高知県版取組計画を作成した。県における県全体の取組計画を検討し、次年度の県の目標設定を行った。                      ・地域学校協働本部実践ハンドブックの作成配布</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)                      ・運営費等補助                      ・放課後児童支援員認定資格研修(4日×1回)、子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)</p> <p>2 地域学校協働活動推進事業                      ・運営費等補助                      ・地域本部で活動する人材の発掘等                      ・高知県地域学校協働活動研修会1回                      ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会4回                      ・地域コーディネーター研修会3回                      ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(5月～)                      ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月)                      ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)</p>	<p>1 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)                      ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、今年度までに対応する必要がある。</p> <p>2 地域学校協働活動推進事業                      ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。                      ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。</p> <p>一・関係団体との連携を強化し、活動に携わる地域人材の確保を図る。                      ・引き続き民生委員・児童委員の活動100%を目指して働きかけを行う。                      ・地域コーディネーター人材の確保・育成につながる研修の場を引き続き提供していくとともに、実践に役立つハンドブックを活用し、底上げを図っていく。</p>	生涯学習課	50
124 125 126 127	<p>項目 内容</p> <p>(2) 子どもたちを健やかに育てる取組                      ⑨高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援                      高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組めます。</p>	<p>・学校・警察連絡制度の適正な運用を行い、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止に努め、健全育成を図る。                      ・児童生徒の健全育成に向けた学校・警察のさらなる連携の強化を図る。</p>	<p>・問題行動のある児童生徒に対しての学校と警察の連携を図っていくために、日頃から情報共有できる体制の構築をしておく必要がある。</p>	<p>・問題行動の初期の段階から学校・警察連絡制度を通じて、学校・警察・保護者が連携をすることで多角的な支援を行い、児童生徒の健全育成に務めている。</p>	<p>・不良行為や非行事案での補導件数は、年々減少しており、問題行動の未然防止への成果が表れている。                      ・家出等の問題行動やインターネットを利用したいじめ事案などの対応について、さらなる学校と警察との連携が重要である。</p>	<p>・学校・警察連絡制度の適正な運用について、各学校に周知徹底を行うとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止に向けた連携をさらに強化する。</p>	<p>・問題を起こした児童生徒が学校生活に適應できるよう、本連絡制度から得られた情報を校内支援会等で共有し、必要に応じた支援策を講じていく必要がある。</p>	人権教育等・校課生・生徒別課・小教育学課	50
128	<p>項目 内容</p> <p>(2) 子どもたちを健やかに育てる取組                      ⑨高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、地域が連携した子どもへの支援                      高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、地域との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組めます。</p>	<p>・引き続き、教育機関と連携した取組を行う。</p>	<p>・学校警察連絡制度の継続に向け、学校警察連絡協議会等で、適切な運用について協議を重ねる。</p>	<p>・学校・警察・保護者の連絡協議会の開催各警察署において、各地区の学校と警察で組織する「学校警察連絡協議会」の総会を開催し、相互の理解を深めた。                      ・学校警察連絡制度の適正な運用の徹底平成23年に警察本部と高知県教育委員会の間で協定を締結して以降、県下34市町村教育委員会、1学校組合教育委員会、2国立学校、10私立学校と協定を締結した(令和元年中、新たに私立学校1校と締結)。</p>	<p>少年非行全般にわたり、教育機関との連携が図られている。</p>	<p>・引き続き、教育機関と連携した取組を行う。</p>		少年女性安全対策課	50

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
129	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 DV等の暴力を許さない気運を高めると同時に、DV被害者の早期発見・早期対応につながるよう啓発や相談窓口の周知を図ります。 また、将来のDV加害者や被害者を生みださないための予防教育を充実します。	1 DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・DV相談カード、啓発用チラシ・ポスター等の作成、配布 ・各種研修会等への講師の派遣 ・ホームページやメルマガの活用 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)中の集中的な広報の実施 ・DV防止啓発講演会の開催 ・市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 広報手段の確保 2 庁内の協力体制の構築 3 広報を見る人や講演会・研修に参加する人が固定化されがら	1 広報啓発の実施 (1)各種広報媒体の活用による広報の実施 ・ラジオ対談1回 (2)その他 ・ソール出前講座の実施 ・女性団体との連携による啓発活動(相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成・配布、高知城ハールライトアップ) 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)の集中的な広報の実施 (1)ソール DV防止啓発講演会開催 「暴力による『心の支配』～DVがもたらす子どもへの影響～」 講師：千田有紀(武蔵大学 社会学部教授) (2)路線バス車内及びバス待合所でのポスター掲示(14日間、40台+2ヶ所) (3)市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 (1)関係機関と連携して事業を実施することで、幅広く大勢のターゲットに対するPRが可能となった。 (2)相談に踏み切れない方や相談先を知らない方は潜在的に居ると思われるため、継続的な啓発・広報は必要。 (3)女性支援団体の協力を得て、啓発用のポケットティッシュの作成・配布を行う等、官民共同でDV予防に取組むことができた。 2 (1)参加者は前年度とほぼ同数であった。105人→101人	1 DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・DV相談カード、啓発用チラシ・ポスター等の作成、配布 ・各種研修会等への講師の派遣 ・ホームページやメルマガの活用 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)中の集中的な広報の実施 ・DV防止啓発講演会の開催 ・市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 広報手段の確保 2 庁内の協力体制の構築 3 広報を見る人や講演会・研修に参加する人が固定化されがら	県民生活・男女共同参画課	51
130	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。	1 権利擁護業務を行う市町村・地域包括支援センター職員等に対する研修会の実施 2 施設従事者に対する研修会の実施 3 県内5圏域で圏域別の権利擁護担当者意見交換会を開催	1、2、3 開催にあたり、効果的な内容とするため、県社協と連携を密にする必要がある。	1 権利擁護業務を行う市町村・地域包括支援センター職員等に対する高齢者虐待防止に関する研修会を実施(参加者66名) 2 施設従事者に対する研修会高齢者権利擁護研修会を実施 ・中堅職員向け(参加者138名) ・リーダー職員向け(参加者131名) ・管理者、施設長向け(参加者203名) 3 県内5圏域で権利擁護担当者の意見交換会を開催 ・5圏域(参加者116名)	1 高齢者虐待が起こった際の初動対応について学ぶことや、自市町村での対応を振り返ることで、今後の対応を適切に行うための確認ができた。 2 対象者を体系別にしたことで、それぞれの立場の方へのより効果的な内容の研修を行うことができた。 3 市町村、専門職団体、家庭裁判所等との連携づくりを行うことができた。	1 権利擁護業務を行う市町村・地域包括支援センター職員等に対する研修会の実施 2 施設従事者に対する研修会の実施 3 県内5圏域で圏域別の権利擁護担当者意見交換会を開催	1、2、3 開催にあたり、効果的な内容とするため、県社協と連携を密にする必要がある。	高齢者福祉課	51
131	項目 内容 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ①地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の発信 くらしのサポーターの養成 くらしのサポーターフォローアップ研修の開催 4 市町村における「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の構築支援	1 時期を逸さない、わかりやすい情報提供を心がける。 2 市町村及び関係団体に「見守りネットワーク」構築の必要性を理解してもらうこと。	1 出前講座(開催数16回、参加者767人) 2 地域見守り情報 23回発行 3 くらしのサポーター養成講座(開催数3回、参加者45人) くらしのサポーターフォローアップ研修(開催数3回、参加者42人) 見守り者などに情報提供することで、高齢者へより身近な方から啓発することができた。	1 地域や規模を問わず、主催者の希望に沿った情報提供ができた。 2 県立消費生活センターに寄せられる相談を分析し、時期を逸さない情報発信ができた。 3 地域で啓発活動を行うくらしのサポーターを新たに42名養成するとともに、引き続き活動を行っていただけのように、研修や情報提供等ができた。	1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の発行 3 くらしのサポーターの養成 くらしのサポーターフォローアップ研修の開催 4 市町村における「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の構築支援	1 時期を逸さない、分かりやすい情報提供を心がける。 2 市町村及び関係団体に「見守りネットワーク」構築の必要性を理解してもらう。	男女共同参画課	51
132	項目 内容 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ①地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 地域活動団体等と連携して、高齢者が特殊詐欺等の犯罪の被害にあわないための防犯教室等を開催します。	1 高齢者訪問活動の実施 2 特殊詐欺被害防止を中心とした高齢者安全教室の実施 3 市町村、関係機関等と連携した高齢者見守り活動の推進	地域とのつながりが希薄な高齢者が特殊詐欺等の犯罪被害に遭いやすいことから、各種教室に参加していない高齢者に対する働きかけが課題である。	巡回連絡等各種警察活動を通じ、高齢者訪問活動等を実施した。 高齢者安全教室(開催回数475回、参加人員約9,700人)を開催した。 寸劇等工夫を凝らした防犯教室で、高齢者にわかりやすく、伝わりやすい広報を推進した。 市町村、民生委員等と連携した高齢者見守り活動を実施するとともに、老人クラブ、地域包括支援センター等を通して、特殊詐欺等被害防止に関する情報発信を行った。	特殊詐欺手口の変遷に伴い、高齢被害者の割合が増加していることから、新たな手口をタイムリーにわかりやすく広報啓発する必要がある。	1 高齢者訪問活動の実施 2 特殊詐欺被害防止を中心とした高齢者安全教室の実施 3 市町村、関係機関等と連携した高齢者見守り活動の推進	地域とのつながりが希薄な高齢者が特殊詐欺等の犯罪被害に遭いやすいことから、各種教室に参加していない高齢者に対する働きかけが課題である。 社会情勢の変化に伴い、従来の集会等による広報啓発が困難になっていることから、新たな広報啓発方法を確立することが課題である。	生活安全企画課	51

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 載 ペ ー ジ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
133	項目 内容 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ① 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 特殊詐欺等の被害防止活動を推進するため、関係機関との合同による個別訪問や高齢者の多数集まる会合等で講習会等を開催するなどし、情報の提供や啓発活動を行います。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	対象となる高齢者数に見合った活動をいかに効率よく行うかが課題となる。	「巡回連絡による管内実態把握活動」として、4月中を重点実施期間とするほか、毎月の活動計画で巡回連絡専従日を指定するなど、積極的な巡回連絡を実施した。	地域安全アドバイザー、交番・駐在所連絡協議会員等と合同パトロールを実施し、また、民生委員や金融機関、郵便局等と連携し、特殊詐欺犯罪防止のミニ広報紙及びチラシ等による被害防止活動を展開できた。 交番・駐在所連絡協議会など警察協力団体のメンバー自身が高齢化してきており、若い世代を加入させていくことが課題。 引き続き、各種管内企業や学校等と連携した活動の場を増加し、地域一体となった見守り活動を強化推進していく。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	対象となる高齢者数に見合った活動をいかに効率よく行うかが課題となる。 新型コロナウイルスなど感染症対策への配慮が必要である。	地域課	51
134	項目 内容 (2) 高齢者の見守り活動の推進 ②地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。	1 地域包括支援センター機能強化への支援 ・地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修を実施	1 地域包括支援センター機能強化への支援 ・高知版地域包括ケアシステム構築に向けた関係機関のさらなる連携への支援 ・受講者のレベルに応じた研修の実施	1 地域包括支援センター機能強化への支援 ・地域包括支援センタースキルアップ研修(3回、参加者数延べ139名) ・地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修(5回シリーズ、12名)	1 受講者の地域包括支援センターの業務及び役割の理解につながった。 2 地域ケア会議を開催することで、職種間での情報共有や関係者のネットワークにつながった。 3 地域包括支援センターの人材育成につながった。	1 地域包括支援センター機能強化への支援 ・地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修を実施	1 地域包括支援センター機能強化への支援 ・高知版地域包括ケアシステム構築に向けた関係機関のさらなる連携への支援 ・受講者のレベルに応じた研修の実施	高齢者福祉課	51
135	項目 内容 (3) 障害者の見守り活動の推進 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、実地指導時などに助言を行う。	特になし。	事業所等の実地指導の際や、事業所が発行している広報紙などで、地域住民との交流行事の実施など確認。	施設・事業所として、積極的に地元住民や地域との交流を図る行事などに取り組んでいる。	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、実地指導時などに助言を行う。	特になし。	障害福祉課	52
136	項目 内容 (3) 障害者の見守り活動の推進 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 市町村や事業者等による障害者施設等における不審者対応訓練等の防犯訓練への支援を行います。	1 障害者施設における不審者対応訓練・防犯講話の実施 2 市町村、事業者等と連携した見守り活動の推進	訓練、講話等を、参加者の特性に応じた内容にすることが課題である。	各警察署が、障害者施設等における不審者対応訓練等を実施した。 訓練実施結果に基づき、施設の問題点や対応の反省点等を職員と検討し、防犯指導を実施した。	市町村・事業者等と連携し、より効果的な訓練を実施する必要がある。	1 障害者施設における不審者対応訓練・防犯講話の実施 2 市町村、事業者等と連携した見守り活動の推進	参加者の特性に応じて、訓練・講話内容を充実させることが課題である。	生活安全企画課	52
137	項目 内容 (3) 障害者の見守り活動の推進 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	市町村担当者や事業所の集団指導の際などに、障害特性に配慮した情報提供の仕方をするよう、周知を図る。	特になし。	事業所等の実地指導や集団指導の際に、障害特性に応じた情報提供を行うよう助言。  広く県民に対して障害者差別解消法の合理的配慮の提供について啓発することで、特性に応じた情報提供について周知。	障害特性に配慮した情報提供については、まだ十分ではない。  合理的配慮の提供として、点字での対応が困難な場合は、拡大文字にしたり読み上げるなどの事例を参考に、個々に工夫することを広く周知を図ることが必要。	市町村担当者や事業所の集団指導の際などに、障害特性に配慮した情報提供の仕方をするよう、周知を図る。	特になし。	障害福祉課	52

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記録画面・冊子
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
138	項目 内容 (3) 障害者の見守り活動の推進 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」及び「くらしネットkochi」のテキスト版公開 2 啓発冊子「くらしの豆知識」のDAISY図書 3 出前講座の開催 4 市町村における「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の構築支援	1 時期を逸せず、障害の状況に合わせわかりやすい情報提供を心がける。 2 市町村及び関係団体に「見守りネットワーク」構築の必要性を理解してもらうこと。	1 県ホームページへの「安全安心まちづくりニュース」及び「くらしネットkochi」のテキスト版の公開 年4回 2 くらしの豆知識(DAISY図書)送付 3 出前講座(開催数5回、参加者120人)  障害者の特性に配慮した情報提供を行うことで、消費者トラブルとその対処法等について啓発することができた。	県民の消費者被害の未然防止のための情報提供として、引き続き時期を逸さない情報提供を行う必要がある。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」及び「くらしネットkochi」のテキスト版公開 2 啓発冊子「くらしの豆知識」のDAISY図書の配布 3 出前講座の開催 4 市町村における「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の構築支援	1 時期を逸せず、障害の状況に合わせ、分かりやすい情報提供を心がける。 2 市町村及び関係団体に「見守りネットワーク」構築の必要性を理解してもらう。	男女共同生活画・課	52
139	項目 内容 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ①防犯教室等の実施 女性がかかんや暴行などから身を守るための防犯教室等を要望に応じて実施します。	1 女性を対象とした防犯教室、護身術等の実施 2 学生防犯ボランティアと協働した防犯講習等の実施 3 あらゆる広報媒体を活用した防犯知識の発信	学生防犯ボランティア等との連携が課題である。	大学や高校等において、女性を対象とした防犯教室・護身術教養を開催した。 また、事業者等に対する強盗対応訓練時も、女性職員が被害に遭いやすい犯罪等について防犯指導を実施した。	護身術だけではなく、女性がより活用しやすい防犯知識を広報する必要がある。	1 女性を対象とした防犯教室、護身術等の実施 2 学生防犯ボランティアと協働した防犯講習等の実施 3 あらゆる広報媒体を活用した防犯知識の発信	防犯教室等に参加していない女性等に対する広報や防犯指導が課題である。	生活安全企画課	52
140	項目 内容 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ②地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんやのそきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。	1 ちかん等の発生が多い場所を重点的にパトロールする。 2 交番速報等で、ちかん等の事案の情報提供を行う。	引き続き、女性が被害者となる犯罪等に対して積極的に対応する。	ちかんや、わいせつ事案の発生に対して、タイムリーな「交番速報」等を発出して、住民に周知し、地域住民への情報提供を図った。 重点的なパトロールにより、女子高生への盗撮をした男を検挙した。	交番速報等により、不審者情報を地域住民に広報することができたが、被害対象者への広報が十分にできていないか、検証ができていないことが課題。 被害に遭う確率の高い、女子学生や、夜間の通行者に対して、効果的な広報活動ができるようにする必要がある。	1 ちかん等の発生が多い場所を重点的にパトロールする。 2 交番速報等で、ちかん等の事案の情報提供を行う。	引き続き、女性が被害者となる犯罪等に対して積極的に対応する。	地域課	52
141	項目 内容 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ③DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 「ブロック別関係機関連絡会議」及び「DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門会」の開催による連携強化と支援者の専門性の向上により、支援の輪を拡大 2 市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供 3 民間支援団体との連携及び活動助成・民間支援団体との連携強化・協働による啓発・広報活動の充実 ・民間シェルターに対する運営費補助	ブロック会議、ネットワーク会議の参加者を増やすためにも、それぞれの関係機関に当事者意識をどう持ってもらうか。	1 ブロック別DV関係機関連絡会議を全ブロック(5ヶ所)で開催。 参加者:67機関91名出席(※事務局除く) 2 DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会を開催。 参加者:46機関62名(事務局除く)(講演)「日常的暴力(DV・性暴力等)のばす影響と被害からの心理的回復支援について」 講師:さよウィメンズ・メンタルクリニック 院長 竹下 小夜子 氏 3 市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供 4 民間支援団体との連携 ・女性支援団体と連携した、相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成及び配布 ・民間シェルターへの補助 1ヶ所	1、2 DV被害の早期発見・早期対応、相談員等のスキル向上、関係機関の連携強化をテーマに会議を開催した。DV被害やストーカー被害の現状を学び、関係機関がお互いの活動内容や状況を知り、情報交換を行うことで、更なる連携強化が図れた。  4 民間女性支援団体との協働、ご協力により、行政だけでは十分に対応できない、DV被害者及び同伴者への支援や啓発・広報を行うことができた。今後も被害者等への支援充実のため、継続して、協力をお願いし、連携して支援を行っていく。	1 「ブロック別関係機関連絡会議」及び「DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門会」の開催による連携強化と支援者の専門性の向上により、支援の輪を拡大 2 市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供 3 民間支援団体との連携及び活動助成・民間支援団体との連携強化・協働による啓発・広報活動の充実 ・民間シェルターに対する運営費補助	各市町村等の参加者を増やすために、それぞれの関係機関に当事者意識をどう持ってもらうか、また、ひとつの機関から複数名の参加者が出せるような工夫も必要。	県民生活・男女共同生活画課	52

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式 1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
142	項目 内容 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ③DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 各種会議への出席による関係機関との連携強化、DV防止のための啓発活動の実施 2 高知県女性相談支援センターと連携した被害者の避難措置 3 保護命令発出時における、裁判所との連携	1 高知県女性相談支援センターと継続的な連携や情報共有を図っていく必要がある。 2 関係機関と連携し、避難場所の拡充を図るなどして、自立支援の環境を整えていく。	1 警察官に対する専科教養において、高知県女性相談支援センター職員による講義を実施する。 2 高知県女性相談支援センターが主催する実務者会に警察官が出席する。 3 保護命令が決定した場合は、裁判所からの連絡を依頼し、警察官が加害者に接触する等して、命令遵守等についての指導警告を行う。	1 警察官と高知県女性相談支援センターとの連携強化が図れた。 2 警察官に対し、高知県女性相談支援センターの業務内容や同機関との連携方法が教養できた。 3 保護命令発出時、相手方に対して確実に命令発出を認知させると共に、命令遵守を促すことができた。	1 各種会議への出席による関係機関との連携強化、DV防止のための啓発活動の実施 2 高知県女性相談支援センターと連携した被害者の避難措置 3 保護命令発出時における、裁判所との連携	1 高知県女性相談支援センターと継続的な連携や情報共有を図っていく必要がある。 2 関係機関と連携し、避難場所の拡充を図るなどして、自立支援の環境を整えていく。	少年女性安全対策課	52

平成30年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する  
 基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
143	項目 内容 (1) 安全情報の提供 ①観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等の安全を確保するため、観光事業者が自主的な防犯対策を行うことができるよう、また観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。	1 有名観光地及びその周辺における犯罪情勢の分析。 2 観光客が把握しやすい犯罪発生情報の提供 3 空港、駅、サービスエリア等主要施設における広報啓発	観光客に対する安全情報等の浸透具合の把握がしにくいことが課題である。	高知龍馬空港と協働し、空港到着ロビーにおける防犯広報啓発活動を実施した。 JR高知駅との安全協定に基づき、各種安全対策を実施した。 幹線道路に設置された大型LED掲示板を活用し、各種地域安全情報を提供した。	観光事業者との連携をさらに強化する必要がある。	1 有名観光地及びその周辺における犯罪情勢の分析。 2 観光客が把握しやすい犯罪発生情報の提供 3 空港、駅、サービスエリア等主要施設における広報啓発	観光客に対する安全情報等の浸透具合の把握がしにくいことが課題である。	生活安全企画課	53
144	項目 内容 (1) 安全情報の提供 ②外国人観光客に対する安全情報の提供 日本語を解さない外国人観光旅行者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、外国人観光客に対する安全情報の提供により安全の確保を推進します。	1 引き続きタブレット端末を運用するが、使用状況等を分析し、配備所属を再検討し、効果的な運用を図る 2 職員が配付しやすいように製本化し、配付拡大を図るとともに、外国人の居住状況を分析し新たな言語に対応する。 3 部内・民間指定通訳員全員の交流及び教養の場としての通訳員研修会開催並びに県庁の国際交流員を講師に迎えたグループ研修(英語・中国語)の継続 4 G20や東京オリンピック等の国際イベントを控える中で、派遣部隊員に対する外国語教養	1 使用実績が低いとしても、直ちに通訳人が手配できない所属も多いため、代替案の確保等慎重な検討を要する。 2 入管法の改正等を踏まえ、掲載内容の検討を要する。 3 教養への一定数の参加者が持続できるのか、語学レベルの違いについて効果的な教養内容を維持した場合に初心者にとっても継続可能なものとなるのかといった課題がある。 4 大人数の部隊員に対して、どれだけ効率的な教養をできるのかといった課題がある。	1 翻訳タブレットの使用状況は、地理教示等で95人(前年度比21人減)の外国人にに対して使用。 2 引き続き全所属に3カ国語対応の外国人向け生活安全ハンドブックを配布している。 3 初心者等にも対応した内容のグループ研修(英語・中国語)を実施(7回) 4 G20派遣部隊員、大規模署員(高知東署・南国署)、警察学校生徒を対象とした、実用英会話の教養を実施	1 使用する職員が機器の扱いに慣れたこともあり、正確な翻訳が概ねできており、目的を達成できなかったのは1件であった。 2 3カ国語対応に加え、ベトナム語、タガログ語での記載追加を検討する。 3 幅広く出席者を募り、警察業務にも対応した内容により、初心者を含めた出席者に実用的な語学教養を行うことが出来た。 4 基礎的な英会話のみならず、通訳・翻訳アプリを利用した英会話の教養を取り入れたことで、英会話に苦手意識がある者でも意思の疎通ができることを認識させた。	1 引き続きタブレット端末の使用状況を分析の上、効果的な運用を図る。 2 外国人の居住状況等を把握し、新たな言語への対応や、必要に応じて内容の見直しを図る。 3 部内・民間指定通訳員全員の交流及び教養の場としての通訳員研修会開催並びに県庁の国際交流員を講師に迎えたグループ研修(英語・中国語)の継続 4 東京オリンピック・パラリンピック等の国際イベントを控える中で、派遣部隊員及び大規模署員等に対する外国語教養	1 方言等により正確な翻訳ができないなど、使用により判明した問題点の改善を図る。 2 法の改正等に伴多言語化を図るためには通訳員の確保が課題。 3 新型コロナウイルスの影響で、語学研修実施の見通しが立たない状況であること。 また、1度の教養で初心者と中級者以上の両方のニーズを満たす教養にするのが困難である一方、レベル毎に2回に分けるとなると一定の出席者数の確保が難しく、研修の継続が困難となるおそれがある。 また、中国語については、初心者にとって発音等が非常に困難であり、一定のレベル以上でなければ、継続が難しい現実があること。	警務課・人材育成課	53
145	項目 内容 (2) 従業員等に対する防犯教育の促進 観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。	防犯教育に関する資料や情報の提供を行いながら、防犯教育実施の必要性を伝えるとともに、朝礼やミーティングの時間を活用した研修や警察署実施の防犯研修など地域で開催されている研修等の活用を呼びかける。	観光事業者との連携	主要観光施設入込状況確認施設のうち、宿泊施設や体験施設を除いた45施設に参考資料として「安全・安心まちづくりニュース」を送付し、防犯教育の実施を依頼。 45施設のうち10施設が実施。(実施率22.22%)	事業所内での防犯情報等の共有等の取組は行われているが、職員を対象とした研修は実施されていないところが多い。	防犯教育に関する資料や情報の提供を行いながら、防犯教育実施の必要性を伝えるとともに、朝礼やミーティングの時間を活用した研修や警察署実施の防犯研修など地域で開催されている研修等の活用を呼びかける。	観光事業者との連携	観光政策課	53



令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する  
 基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画画面 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
146	項目 内容 (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	平成29年度道路担当者会での指針の周知、説明により、担当者の意識が向上した。	道路担当者会での説明により、担当者の意識が向上したため、継続して「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図る。	道路担当者会において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	道路課	54
147	項目 内容 (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	県都市計画主管課長会にて、引き続き周知を行っていく。	事業未実施の市町があるため広く周知する方法について検討が必要。	県都市計画主管課長会において、指針の周知を行った。	行っていない。	関連する資料の送付等により、引き続き周知を行っていく。	R2年度は例年開催する県都市計画主管課長会が中止のため周知方法について検討が必要。	都市計画課	54
148	項目 内容 (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	指定管理者及び土木部公園担当職員に対して、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。		1 各指定管理者に対しては、年2回のモニタリングの際に指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った。 2 公園担当職員に対しては、適宜、維持管理の手法の協議を行い、その都度、指針の内容の周知を行った。	今後も各公園管理者との管理手法に関する協議の際には「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を行い、防犯意識の向上を図る。	指定管理者及び土木部公園担当職員に対して、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を行う。		公園 下水道課	54
149	項目 内容 (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	防犯環境の整備については、課題も専門性が高く、関係課などとの連携が不可欠である。	1 高知県ホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開する。 2 出前講座において、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性を提示していく。	1 ホームページや出前講座で「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を示すことにより、幅広い方々に本指針を周知することができた。 2 市町村や関係各課と連携し、情報収集が図れた。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	防犯環境の整備については、課題の専門性が高いことから、出前講座などを通じて、継続的に県民へ周知していく必要がある。また、課題の専門性も高いことから関係課との連携も不可欠である。	男女 県 共同 生活 企画 課	54
150	項目 内容 (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 各種会合等における指針の説明 2 県警HP等各種広報媒体を活用した広報活動の強化	周知を図るための機会を確保することが課題である。	安全安心まちづくり推進会議ブロック別担当者会に出席し、市町村担当者に対して指針の重要性について周知を図るとともに、県下の犯罪情勢等について説明した。	道路等ハード面の早期改善は困難であることから、継続して指針の重要性について周知を図る必要がある。	1 各種会合等における指針の説明 2 県警HP等各種広報媒体を活用した広報活動の強化	周知を図るための機会を確保することが課題である。	生活 安全 企画 課	54

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する  
 基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
151	<p>項目 (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知</p> <p>内容 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p>	<p>1. 今後も道路整備時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。</p> <p>2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。</p>	特になし。	<p>1. 県管理道路全体で道路照明が3基増加。</p> <p>2. ボランティアの登録団体が673団体となり、そのうち545団体が延べ4,641回の道路美化作業を行った。</p>	<p>1. 必要な箇所については、道路照明の設置を行うことが必要。</p> <p>2. 前年度と比較して登録団体は9団体増加し、活動した団体数及び活動述べ回数ともに増となった。</p>	<p>1. 今後も道路整備時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。</p> <p>2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。</p>	特になし。	道路課	54
152	<p>項目 (2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備</p> <p>内容 県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保に努めます。</p>	<p>街路事業 H31年度は道路照明の設置予定なし</p>	特になし	<p>街路事業 R元年度 道路照明13基設置</p>	行っていない。	<p>街路事業 R2年度 道路照明8基設置予定</p>	特になし。	都市計画課	54
153	<p>項目 (2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備</p> <p>内容 県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。</p>	<p>指定管理者及び土木部公園担当職員と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、施設の整備や維持管理を行っていく。</p>		<p>各担当者が日常的にパトロールを行い、植物の成長による死角等の危険箇所を発見した際には、早急に対応し改善を行った。</p>	<p>今後も各公園管理者との管理手法に関する協議の際には「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を行い、防犯意識の向上を図る。</p>	<p>指定管理者及び土木部公園担当職員と連携し、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、施設の整備や維持管理を行っていく。</p>		公園下水道課	54
154	<p>項目 (3) 防犯カメラの設置の促進</p> <p>内容 道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共の場所における犯罪防止のため、市町村、事業者等が設置する防犯カメラに対する補助事業を展開し、防犯カメラの設置を促進します。</p>	<p>1 補助金事業の積極的な広報 2 各種会合等における補助金事業説明 3 市町村・事業者等に対する防犯カメラ設置促進</p>	<p>近隣住民のプライバシーの確保が課題である。</p>	<p>県警HP等により、防犯カメラ補助金事業について広報した。 高知県タウンポリス連絡協議会総会等各種会合において、補助金事業について紹介した。 市町村担当者と面接し、事業説明した。</p>	<p>補助金を活用した防犯カメラ設置数が増加した。</p>	<p>1 補助金事業の積極的な広報 2 各種会合等における補助金事業説明 3 市町村・事業者等に対する防犯カメラ設置促進</p>	<p>近隣住民のプライバシーの確保や防犯カメラ設置による防犯効果について理解を得ることが課題である。</p>	生活安全企画課	54

平成30年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

様式1

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
155	項目 内容 (1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知  防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難	・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		住宅課	54
156	項目 内容 (1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知  防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	建築関係団体の会合等でリーフレットを配布し、計画段階で建築主に説明したうえで犯罪の防止に配慮した建築物の設計を行うように要請を継続する。 リーフレット内容の建築計画への反映状況については、完成検査時等の聞き取りを試みる。	聞き取り等により、反映状況の確認は可能だが、県の対象物件の一部にとどまるため、数的検証は困難。	民間確認機関等への配布依頼により、建築確認時のリーフレット配布が複数機関において継続して行われている。 建築関係団体の会合等で、犯罪の防止に配慮した建築物の設計を行うように説明、要請が出来ている。	指針は建築主だけではなく、多くの設計者等が目にすることから、建築関係者を通じ周知は進んでいるが、ハウスメーカーや施工業者により仕様が異なることや、予算の制約等から現場によりばらつきがある。	建築関係団体の会合等でリーフレットを配布し、計画段階で建築主に説明したうえで犯罪の防止に配慮した建築物の設計を行うように要請を継続する。 リーフレット内容の建築計画への反映状況については、完了検査時等の確認、聞き取りを継続し、設計、施工者の防犯性に対してのついて意識向上を図る。	聞き取り等による、反映状況の確認により一定数の状況確認は可能だが、傾向を把握し対策につなげるには充分とはいえない。	建築指導課	54
157	項目 内容 (1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知  防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報による広報 2 市町村ブロック別担当者会、道路課等の担当者会等を通じての情報交換 3 関係機関へのリーフレットの提供 4 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布	広報紙のよりよい紙面づくりのため、関係機関、団体から情報収集を行う必要がある。	1 高知県ホームページで指針を広報した。 2 作成したリーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を、建築指導課に提供し、申請に訪れた業者へ配布するなどした。 3 安全安心まちづくりのイベント「安全安心まちづくりひろば」において、リーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を配布した。	1 建築指導課を訪れる建築業者などにリーフレットを配布することにより、本指針の周知が図れた。 2 ホームページへの掲載やイベントを訪れる方々にリーフレット配布することにより、幅広い年齢層の方々に本指針の周知が図れた。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」による広報を行う。 2 市町村ブロック別担当者会や道路課の担当者会などを通じての情報交換を行う。 3 リーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を関係機関へ配布する。 4 安全安心まちづくりのイベント「安全安心まちづくりひろば」で当該リーフレットを配布する。	1 防犯性の高い住宅を普及するためには、建築業者などへ本指針の周知を図り、協力を得ていく必要がある。 2 県内で発生する刑法犯のうち7割以上が窃盗犯罪であることから、本指針の周知が必要である。 3 防犯機能が相対的に低いと認められる、相当年数が経過した家屋の居住者に対する働きかけが必要である。	男女県民同生活・参画・課	54
158	項目 内容 (1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知  防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 県警本部1階常設の「安全安心コーナー」の継続展示 2 各種媒体・リーフレット等を活用した、住宅等の防犯対策等に関する広報	防犯性の高い住宅に関する情報収集を行い、効果的な提供方法の検討が課題である。	警察本部1階に常設している「安全安心コーナー」において、住宅等の防犯対策に関する展示をした。 リーフレット等を活用し、住宅等の防犯対策に関する広報を実施した。	建築関係の事業者等との連携が難しく、新しい防犯設備に関する情報を収集しにくい。 また、リーフレットによる広報は限度があることから、県民に広く情報を提供できる方法を検討する必要がある。	1 県警本部1階常設の「安全安心コーナー」の継続展示 2 各種媒体・リーフレット等を活用した、住宅等の防犯対策等に関する広報	新しい防犯設備等に関する情報を収集し、効果的に広報することが課題である。	生活安全企画課	54

平成30年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

様式1

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
159	項目 内容 (2) 住宅の安全に関する情報の提供 ① 住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や 犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住 宅における防犯についての情報収集と、ホー ムページなどによる情報の提供を行います。	・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり 条例」及び住宅の防犯対策リーフレットに ついて、住宅課HPで情報提供を継続して 実施。		・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり 条例」及び住宅の防犯対策リーフレットに ついて、住宅課HPで情報提供を継続して 実施。	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配 布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発 効果について定量的に確認すること が困難	・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり 条例」及び住宅の防犯対策リーフレットに ついて、住宅課HPで情報提供を継続して 実施。		住宅課	55
160	項目 内容 (2) 住宅の安全に関する情報の提供 ① 住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や 犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住 宅における防犯についての情報収集と、ホー ムページなどによる情報の提供を行います。	1 県警本部1階常設の「安全安心コー ナー」の継続展示 2 各種媒体・リーフレット等を活用した、 住宅等の防犯対策に関する広報 3 各種会合等における防犯対策等に關 する情報提供	新しい防犯設備等に関する情報収 集を行い、効果的な提供方法の検討 が課題である。	警察本部1階に常設している「安全安心 コーナー」において、住宅等の防犯対策に 関する展示をした。 リーフレット等を活用し、住宅等の防犯対 策に関する広報を実施した。	住宅等を狙った侵入窃盗について は、前年に比べて減少したが、今後、 社会情勢の変化に応じて、認知件数 が増加する可能性もあることから、防 犯性の高い機器や防犯対策等につ いて広報する必要がある。	1 県警本部1階常設の「安全安心コー ナー」の継続展示 2 各種媒体・リーフレット等を活用した、 住宅等の防犯対策に関する広報 3 各種会合等における防犯対策等に關 する情報提供	新しい防犯設備等に関する情報を 収集し、効果的に広報することが課 題である。	生活安全企画課	55
161	項目 内容 (2) 住宅の安全に関する情報の提供 ② 防犯機器の情報の提供 住宅用の防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機 器に関する情報提供を行い、犯罪の防止に配 慮した住宅の普及を図ります。	1 県警本部1階常設の「安全安心コー ナー」の継続展示 2 各種媒体・リーフレット等を活用した、 住宅用防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機 器等に関する広報 3 各種会合等における防犯機器等に關 する情報提供	新しい防犯機器等に関する情報収 集を行い、効果的な提供方法の検討 が課題である。	警察本部1階に常設している「安全安心 コーナー」において、住宅等の防犯対策に 関する展示をした。 リーフレット等を活用し、住宅等の防犯対 策に関する広報を実施した。	住宅等を狙った侵入窃盗について は、前年に比べて減少したが、今後、 社会情勢に応じて、認知件数が増加 する可能性もあることから、防犯性の 高い機器や防犯対策等について広報 する必要がある。	1 県警本部1階常設の「安全安心コー ナー」の継続展示 2 各種媒体・リーフレット等を活用した、 住宅等の防犯対策に関する広報 3 各種会合等における防犯対策等に關 する情報提供	新しい防犯設備等に関する情報を 収集し、効果的に広報することが課 題である。	生活安全企画課	55
162	項目 内容 (3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備 ① 県営住宅について、「犯罪の防止に配慮 した住宅の構造、設備等に関する指針」に基 づく整備に努める。 ② 市町村営住宅についても、同様の整備に努 めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を 行います。	・県営住宅船岡南団地第1工区全面的改 善工事の実施(2棟60戸) ・市町村営住宅整備について指針に基 づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を 継続して実施		・R3年度完成予定  ・高知市72戸、室戸市18戸、香美市5戸、 宿毛市8戸、土佐町1戸、本山町10戸、日 高村12戸、四万十町3戸において、整備指 針に基づく公営住宅の整備	【評価】「犯罪の防止に配慮した住宅」 の設計ができた。	・県営住宅船岡南団地第1工区全面的改 善工事の実施(2棟60戸)		住宅課	55

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する  
 基本的方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画 記載 ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
163	項目 内容 (1) 金融機関に対する啓発 金融機関に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。	1 金融機関職員等の防犯意識向上に向けた施策の推進 2 特殊詐欺等各種犯罪発生情報の提供 3 各種犯罪被害防止に向けた効果的な訓練の実施 4 特殊詐欺被害の水際阻止対策の推進及び功労者に対する積極的な表彰 5 防犯機器の紹介及び設置促進	未だに金融機関ATMにおける振込を指示する特殊詐欺被害が発生していることから、ATMにおける水際阻止対策が課題である。	●特殊詐欺被害発生、予兆電話多発等の際は、電子メール等を活用し、情報提供を実施した。 被害に利用された金融機関に対しては、個別に訪問指導する等し、水際阻止への協力について依頼した。 特殊詐欺被害防止のため、声かけ訓練や強盗対応訓練を実施した。	前年と比べて、認知件数及び被害額ともに増加した。また、キャッシュカードをだまし取られ、ATMで多額の現金を引き出される被害が急増したことから、今後も特殊詐欺被害の傾向を分析し、効果的な水際阻止について協力依頼をする必要がある。	1 金融機関職員等の防犯意識向上に向けた施策の推進 2 特殊詐欺等各種犯罪発生情報の提供 3 各種犯罪被害防止に向けた効果的な訓練の実施 4 特殊詐欺被害の水際阻止対策の推進及び功労者に対する積極的な表彰 5 防犯機器の紹介及び設置促進	社会情勢の変化に伴い、新たな手口が増加する可能性があることから、タイムリーな情報提供、効果的な水際阻止対策を推進することが課題である。	生活安全企画課	56
164	項目 内容 (2) 深夜小売店舗に対する啓発 コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。	1 経営者や店員の防犯意識向上に向けた施策の推進 2 特殊詐欺等各種犯罪発生情報の提供 3 各種犯罪被害防止に向けた効果的な訓練の実施 4 特殊詐欺被害の水際阻止対策の推進及び功労者に対する積極的な表彰 5 防犯機器の紹介及び設置促進	電子マネー、収納代行サービス等を悪用した特殊詐欺被害が急増していることから、コンビニエンスストアにおける水際阻止対策が課題である。	●特殊詐欺被害発生、予兆電話多発等の際は、電子メール等を活用し、情報提供を実施した。 被害に利用されたコンビニエンスストア等に対しては、個別に訪問指導する等し、水際阻止への協力について依頼した。 特殊詐欺被害防止のため、声かけ訓練や強盗対応訓練を実施した。 フランチャイズチェーン協会と共同宣言を実施し、被害防止のためのネットワークを構築した。	前年と比べて、認知件数及び被害額ともに増加した。また、キャッシュカード手交型の増加に伴い、被疑者がコンビニエンスストア内のATMを利用して、現金を引き出す等の傾向が見られたことから、今後も被害水際阻止や犯人確保に向けて、協力依頼する必要がある。	1 経営者や店員の防犯意識向上に向けた施策の推進 2 特殊詐欺等各種犯罪発生情報の提供 3 各種犯罪被害防止に向けた効果的な訓練の実施 4 特殊詐欺被害の水際阻止対策の推進及び功労者に対する積極的な表彰 5 防犯機器の紹介及び設置促進	社会情勢の変化に伴い、新たな手口が増加する可能性があることから、タイムリーな情報提供、効果的な水際阻止対策を推進することが課題である。	生活安全企画課	56

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する  
 基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
165	項目 内容 (1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。	各市町村に対して、県作成の「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」を元にしたマニュアルを作成を促すとともに、マニュアル作成の補助金支援を実施し、「防犯の視点」を反映した取組を水平展開させる。	マニュアル作成数が十分ではない。	「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」を元にしたマニュアル作成を促すとともに、補助メニューの終了時期を示し、市町村の早期マニュアル作成を推進。	昨年度マニュアル作成数182に対して、202となり、成果を上げた。今後引き続き取り組みを継続する。	「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」を元にしたマニュアル作成を促すとともに、マニュアル作成の補助メニューの最終年度であることを周知し、市町村の早期マニュアル作成を推進。	既存マニュアルの更新等により、市町村の人的負担が増えている。	南海トラフ地震対策課	57
166	項目 内容 (1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。	1 大規模災害時、発生が予想される事象等の把握及び対応要領の策定 2 各地区防災組織の実態把握 3 防災計画への「防犯の視点」を反映させる活動の推進	防災計画に支障のない提案をすることが課題である。	他県警と連携を取り、大規模災害に便乗した特殊詐欺や侵入窃盗等の特徴について情報共有を図った。 災害対策担当警察職員と共に防犯講話を行うことで、各地区の防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。	各自自治体に対する情報提供方法や取組の検討等、引き続き取り組む必要がある。	1 大規模災害時、発生が予想される事象等の把握及び対応要領の策定 2 各地区防災組織の実態把握 3 防災計画への「防犯の視点」を反映させる活動の推進	防災計画に支障のない提案をすることが課題である。	生活安全企画課	57
167	項目 内容 (2) 地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発 市町村との連携を深め、各市町村の地域防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」を反映した取組が効果的に実施されるよう、「防犯の視点」の重要性について広報・啓発を行います。	危機管理部など関係部署との連絡を密にし、市町村が防災に関する計画を策定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むよう働きかける。	市町村への働きかけを継続して行う必要がある。	1 市町村ブロック別担当者において、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について説明した。 2 安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」のパネル展示において、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報した。	1 市町村に対し、大規模災害時における防犯の視点の重要性を周知することができた。 2 イベントにおいて大規模災害時における防犯の視点を広報することにより、多数の方にその重要性を周知することができた。	今後も危機管理部など関係部署との連絡及び連携を継続し、市町村が地域防災計画を策定或いは改定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むよう働きかける。	南海トラフを見据え地域防災計画の策定又は改定は、必要不可欠であり、今後も防災計画は策定或いは改定されることが見込まれることから、「防犯の視点」を盛り込むよう継続的に働きかけていく必要がある。	男女共同参画課	57
168	項目 内容 (3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。	1 市町村との連携を図るため、日頃から連絡を取り合い、情報共有を図る。 2 ブロック別担当者において、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、意識付けを図る。	大規模災害時の防犯の視点は、新たな視点であるため、その重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。	1 市町村ブロック別担当者において、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について説明した。 2 安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」のパネル展示を通じて、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報した。	1 市町村に対し、大規模災害時における防犯の視点の重要性を周知することができた。 2 イベントにおいて大規模災害時における防犯の視点を広報することにより、多数の方にその重要性を周知することができた。	1 市町村ブロック別担当者などにおいて、大規模災害時における「防犯の視点」の重要性を説明し、各担当者との意見交換や意識付けを図る。また、地域防災計画へ「防犯の視点」を盛り込むよう働きかける 2 安全安心まちづくりに関する広報紙、会報及びイベントなどで大規模災害時における防犯対策の必要性を広報していく。	1 大規模災害時における「防犯の視点」は、新たな視点であるため、その重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。 2 情報収集や伝達だけではなく、市町村との連携を図り、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、更に意識付けを図っていく必要がある。	県民生活・男女共同参画課	57

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する  
 基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
169	<p>項目内容</p> <p>(3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援</p> <p>市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被害地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。</p> <p>また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。</p>	<p>1 被災地での犯罪発生状況の把握</p> <p>2 災害等の防犯対策事例の把握</p> <p>3 各種会議等における災害警備活動に従事した警察職員等による災害現場の現状説明</p>	<p>被災地の自治体からの情報や、有事の際効果的な支援を行うために必要となる情報収集が課題である。</p>	<p>大規模災害時に発生が予想される事案等について分析した。</p> <p>各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員を出席させ、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。</p>	<p>各自治体に対する情報提供方法や取組の検討等、引き続き取り組む必要がある。</p>	<p>1 大規模災害時、発生が予想される事案等の把握及び対応要領の策定</p> <p>2 各地区防災組織の実態把握</p> <p>4 防災計画への「防犯の視点」を反映させる活動の推進</p>	<p>防災計画に支障のない提案をすることが課題である。</p>	生活安全企画課	57

令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する  
 基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
170	項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 内容 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	1 FMラジオスポットCM放送 2 テレビ特別番組放送 3 テレビCM放送 4 ポスター・標語を募集 5 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用 6 啓発イベント開催 7 「こうち防災ニュースレター」の発行 8 LINEによる広報	・啓発が行き届きにくい対象者に対しても、効果的な啓発ができるよう、様々な広報媒体を活用した総合的な啓発を行う必要がある。 ・啓発の効果も見極めながら、取組を実施する必要がある。 ・ニュースレターやLINEの配信者数を増加させる取組の検討する必要がある。	1 FMラジオスポットCM放送 270回 2 テレビ特別番組放送(8月) 3 テレビCM放送(8月～11月) 279回 4 新聞広告(5回) 5 ポスター・標語を募集 (ポスター 353作品・標語2,009作品) 6 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス(1月～3月)、県庁、市町村、学校、オーテピアに掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用 7 啓発イベント開催(9回) 8 「こうち防災ニュースレター」の発行 9 LINEによる広報	引き続き市町村と連携し、あらゆる機会を通じて県民に対し啓発を行う必要がある。	1 FMラジオスポットCM放送 2 テレビ特別番組放送 3 テレビCM放送 4 ポスター・標語を募集 5 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、県庁、市町村、ショッピングモール等に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用 6 「こうち防災ニュースレター」の発行 7 LINEによる広報	・啓発が行き届きにくい対象者に対しても、効果的な啓発ができるよう、様々な広報媒体を活用した総合的な啓発を行う必要がある。 ・啓発の効果も見極めながら、取組を実施する必要がある。 ・ニュースレターやLINEの配信者数を増加させる取組の検討する必要がある。	南海トラフ地震対策課	58
171	項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 内容 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	1 防犯活動団体等に対し、情報提供や講演の実施などを実施して、防災に関する知識も習得してもらう。 2 自主防災組織に防犯活動の知識を普及させて、防犯活動団体との連携を図っていく。	1 県内で活動している防災組織を把握し、研究会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。 2 防犯活動団体に提供すべき情報について、絶えず収集に努める必要がある。	1 市町村ブロック担当者において、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について説明した。 2 安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」のパネル展示において、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報した。	1 市町村に対し、大規模災害時における防犯の視点の重要性を周知することができた。 2 イベントにおいて大規模災害時における防犯の視点を広報することにより、多数の方にその重要性を周知することができた。	1 防犯活動団体等に対し、災害発生時における防犯活動の重要性に関する情報提供や講演などを実施する。 2 自主防災組織に防犯活動の知識を普及させ、自主防災組織と防犯活動団体との連携も図っていく。 3 市町村、防犯活動団体等と連携し、あらゆる機会を通じて啓発を行う必要がある。	1 県内で活動している防災組織を把握して、その研修会参加すると共に連携や連絡をしていく必要がある。	県民生活・男女共同参画課	58
172	項目 (1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 内容 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	1 県、市町村、防災団体が実施する訓練の把握 2 大規模災害発生後における防犯活動に必要な物品の保管管理及び購入用予算措置	被災地における防犯活動においては、地域住民や来県したボランティア等が混在することから、避難者等に対する信頼性を確保することが課題である。	自主防犯組織に対して、各種防犯活動に必要な物品を提供した。	災害時における防犯活動に必要な物品等について検討し、有事の際に対応できるよう準備する必要がある。	1 県、市町村、防災団体が実施する訓練の把握 2 大規模災害発生後における防犯活動に必要な物品の保管管理及び購入用予算措置	被災地における防犯活動においては、地域住民や来県したボランティア等が混在することから、避難者等に対する信頼性を確保することが課題である。	生活安全企画課	58



令和元年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

様式1

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する  
 基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	記載ページ
		令和元年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R02年度実施計画	実施上の課題		
173	<p>項目 (2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ</p> <p>内容 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。</p>	引き続き、地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やこちろ防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介する。	出前講座の実施回数は昨年度に比べ増加したが、同じ団体が繰り返し講座を行うことが多いため、これまで実績が無い地域や団体にも講座を実施していただけるようニュースレターやイベントなどを活用し、広く制度の周知に取り組む。	地域・自主防災組織を対象にした出前講座で高知防災備えちよき隊を61回派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介した。	地域に県の各種取り組み等について広く啓発を行い、地域の防犯・防災力の向上を図ることが出来た。	引き続き、地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やこちろ防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介する。	出前講座の実施回数は昨年度に比べ増加したが、同じ団体が繰り返し講座を行うことが多いため、これまで実績が無い地域や団体にも講座を実施していただけるようニュースレターやイベントなどを活用し、広く制度の周知に取り組む。	南海トラフ地震対策課	58
174	<p>項目 (2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ</p> <p>内容 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。</p>	1 既存防犯団体に対し、防災対策への知識を普及させる。 2 自主防災組織に防犯活動の知識を普及させて、防犯活動団体との連携を図っていく。	関係部署などとの連携を強化し、自主防災組織の結成状況の把握を継続する。	1 関係団体や地域の集まりの場で大規模災害時における「防犯の視点」の必要性や「安全安心まちづくり」について広報した。 2 安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」のパネル展示において、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報した。	自主防災組織に対し、大規模災害時における「防犯の視点」の重要性を周知できた。	1 防犯活動団体等に対し、災害発生時における防犯活動の重要性に関する情報提供や講演などを実施する。 2 自主防災組織に防犯活動の知識を普及させて、防犯活動団体との連携を図っていく。 3 各種イベントなどにおいて、大規模災害時の「防犯の視点」の重要性を広報していく。	1 自主防災組織の結成状況などを把握の必要があり、関係部署との連携強化が必要である。 2 自主防災組織の研修会に参加すると共に、連携や連絡を強化していく必要がある。 3 提供すべき情報については、絶えず収集に努める必要がある。	県民生活・男女共同参画課	58
175	<p>項目 (2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ</p> <p>内容 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。</p>	1 被災時の取組事例等に関する情報収集の強化 2 各種会合等における取組事例等の情報提供	大規模災害発生時の防犯については、自治体、事業者、防災組織、自主防災組織等が連携する必要があり、重層的なネットワークを構築することが課題である。	各種会合等において、災害対策担当者を派遣し、被災地における防犯活動、大規模災害発生時に起こりやすい犯罪被害等について情報提供した。	各種防犯講話等の機会に、災害対策担当者を派遣し、災害発生時に起こりうる犯罪被害等に関する講話を行ったものであり、災害時の防犯活動に関する意識の高揚を図った。 今後も、被災地派遣の経験がある警察職員からの意見聴取等継続して取り組む必要がある。	1 被災時の取組事例等に関する情報収集の強化 2 各種会合等における取組事例等の情報提供	大規模災害発生時の防犯については、自治体、事業者、防災組織、自主防災組織等が連携する必要があり、重層的なネットワークを構築することが課題である。	生活安全企画課	58